#### 道路行政セミナ・

巻頭言■新法の成立にあたって

道路局長

藤川

寛之

1

1995 MAY

特 横浜市の道路における電線類地中化と高度情報化への対応 電線共同溝の整備に係る地方からの期待=福島県 大和・万葉における電線類の地中化について 奈良県土木部道路維持課長 電線共同溝の整備等に関する特別措置法逐条解説 集/電線共同溝の整備等に関する特別措置法

高速道路 の料金改定に 5 4 J 日本道路公団業務企画課 49

シリーズ/あの道 この道

時を超えた道づくり 東海道の脇往還姫街道

〈大久保道路〉

四国地方建設局道路部路政課

54

静岡県土木部道路維持課

64

時 時 70

**\*** 

蒔

電線共同溝の整備等に関する特別措置法の制定につい ż 道路局路政課 3

道路局路政課 津本 恒和 26

福島県土木部道路維持課長

高野

佳久

33

横浜市道路局道路部管理課長 木村 潤

40

がって意見にわたる部分は個人の見解です。 また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施 いて自由に書く建前をとっております。した 本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任にお

# 特集/電線共同溝の整備等に関する特別措置法

# 電線共同溝の整備等に関する 特別措置法の制定について

#### はじめに

こととされている。

こととされている。

正ととされている。

正ととされている。

正ととされている。

正ととされている。

正ととされている。

来三一年ぶりの新法となる。り、いわゆる公物管理法としては、河川法以は、道路局にとって、東京湾横断道路の建設は、道路局にとって、東京湾横断道路の建設

# 一 我が国の電線の地中化の現状

ている状況にある(図1・2)。 我が国においては、電力事業、通信事業等 でいる状況にある(図1・2)。

# 一電線の地中化の遅れによる諸問題

れの結果、①、②に掲げるような道路管理上このような我が国の電線の地中化の立ち遅

の問題のほか、③、④に掲げるような問題が

建設省道路局路政課

生じている。

① 安全かつ円滑な交通の確保上の支障が林立する電柱は歩道の有効幅員を狭め、歩行者等の安全かつ円滑な交通の妨げとなっているほか、車両の衝突により重大事故を惹起するおそれもあり、安全かつ円滑な道路交通の確保を図る上で支障が大きい(図3・表1)。

また、震災、台風時等には、地上の電柱が倒壊し、切断された電線が路上に垂柱が倒壊し、切断された電線が路上に垂柱が倒壊し、切断された電線が路上に垂

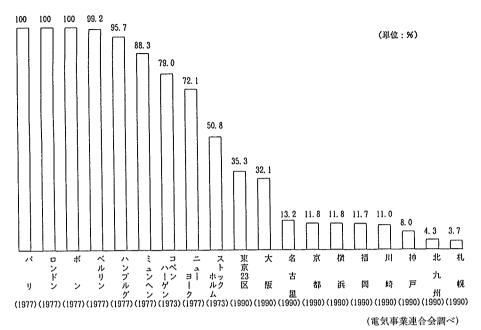


図1 電線類(配電線)地中化率の都市別比較

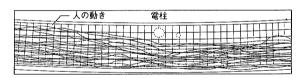


図3 電柱のある歩道上の歩行軌跡図

表 1 平成 5年の事故発生状況

	全事故件数	うち、電村	主衝突
死亡事故	10,395	491	4.7%
人身事故	724,675	5,578	0.8%
物損事故	8,136,000	<b>*570,000</b>	7.0%

※は推計値 資料/警察庁・(袖)日本損害保険協会

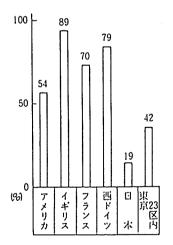


図2 電話線地中化率の国別 比較(加入者ケーブル)

表 2 地中と架空の雷線の事故率比較

電力会社名(国名)	100マイル当たり事故率 (地中/架空比)
サザンカリフォルニア (米国)	0.33
バティモア・ガス&電力社 (米国)	0.46
アラバマ電力会社 (米国)	0.36
ヴァージニア電灯・電力会社(米国)	0.59
VDEW (ドイツ)	0.22

住宅・都市整備公団資料 (平成5年1月)

(単位: km) 500 ■ 要請者 450 自治体管路 400 ◎ 単独地中化 350 圀 キャブ 300 280 260 200 180 160 110 110 100 100 0 S61 н'з Н5 H6 (計画) 第二期電線類地中化計画 第一期電線類地中化計画 (H3~H6 1, 000km) (S61~H2 1, 000km)

地中化の年度別実績 図 4

#### 地中化方式別延長 表 3

年度 単独地中化 自治体管路 t ブ 要 請 者 合 計 6 1 3 0 250 280 62 9 0 260 350 63 9 0 70 160 第一期 1 90 10 100 2 8 0 30 110 3 70 40 4 110 4 70 65 15 30 180 第二期 5 145 1 2 0 130 5 5 450 6 7 7 26 101 5 6 260 合計 2,000 712 901 246 141

(単位: km)

注:平成6年度については計画値

らも問題が大きい 活動の支障となり、 都

2

景観上の支障

環境への国民の意識が急速に高

۲, 風 お れるために事故率が高く、電力、 スの供給の安定性の観点から問題が大 ける電柱の倒壊、

3

都市防災上の支障

台風時には、

電柱の倒壊、

電

を引き起こすほか、また、

消防活動や避

切断等が人命、

家屋等に直接的な被害

ŧ

(表2)。

を

図る上で支障となっていると認識され

る電線の存在が道路の景観の整備、

保全

まっている中で、

林立する電柱や幅輳す

4

るようになってきている。

市防災上の

架空方式による場合、 安定供給上の支障 雪等の過酷な自然条件にさらさ 電線の切断を始め、 震災、 、通信サ 台風時に の観点

## 四 みの必要性

を中心に電線の地中化に取り組んできたとこ 期にわたる地中化計画に基づき、 点から、 ろである な道路交通の確保、 このため、建設省としては、 従来より、 図 4 • 表3)。 関係省庁と協力して、 道路の景観の整備等の 安全かつ円滑 CAB方式 観

クアッ より 中化することすら ような、 ならないことになるが 低 ゕ んなが プのない方式では、 5 事業者負担が大きく、 地域の地 Ĕ, )困難な状況となることが 中化を進めていかなければ 今後は電力等の需要密度の 従来のCAB方式の 従来のペ 制度的なバ ースで地 懸 ッ

れている。 な街 柱の倒壊に ż また、 都 づくり 市 防災対策が強く求められて 先の阪神・ よる道路交通等の支障のない安全 0) ため、 電 淡路大震災の経験を踏 線 の地中化が急務とさ お ,; b 電 ŧ

念される

空間 ことが 送用の 集中の是正、 事業者の参入が増加するなど、 網の整備等情報通信基盤の整備に多大な投資 実現を図るために、 える諸課題に対応した高度情報化社会の早期 行われ、 向けて、 さらに、 b ても指摘されたように、 ケ 予想されており、 'n Ì 高齢化社会への対応、 昨年五月の電気通信審議会答申 が求められて ブ さらに、 iv 経済構造の改革等の我が国 0 敷設が急速に普及していく CATV事業者等の 全国規模の光ファイ これに 今後、 特に通信 対応 国土 した収容 の 新規 世 の 極 放 1 紀

が

必要である。

を推進していくための新たな仕組みを早急にこのような状況を踏まえると、電線地中化

としては、 構築することが必要不可欠であり、その内容

- 過大でないこと)、と(事業者の負担が架空方式と比較して① 地中化ができる限り低廉に行われるこ
- 地中化の実施を可能とすること、② 道路管理者による主体的かつ計画的な
- とが調整する仕組みが整備されていることが調整する仕組みが整備されていることが調整する仕組みが整備されているこ
- 事業の実効性を担保すること、な地上の電線、電柱の占用制限により、は中化事業実施個所においては、必要

4

させる仕組みを持つこと、事業実施時以降に、新たに電線を敷設し事業実施時以降に、新たに電線を敷設し

# 五 新法の制定の必要性

埋 τ 止するため、 は 設 特別措置法に基づき、 L 従来より、 される占用物件を、 か 共同溝、 Ļ 共同溝は、 共同して収容する施設であるが 地 CABがある 上電線を地中化する手法とし 共同溝の 頻 通 繁な掘り返しを防 常 (図5・図6)。 道路の 整備等に関 地 下に

1

共同溝に収容される物件は、

通常道:

路

線の

系の送電線等の

公益事業者の物件

地下に埋設されるガス、

上下水道、

限幹

共同溝 (本体建設費:約30~40億円/km) 歩道 車道 車道 歩道 **=** 200 電線共同溝 電線共同溝 電気(ユーザーまでの配線) 電気(変電所間等の幹線) 25万V線等 6000V線等 電話(ユーザーまでの配線) 電話 (電話局間等の幹線) 上水道 £2538383 **BBB**8 (3 m 程度) 100000 共同湖 (10 m 程度) 図 5

② そのような異なった種類の大型の施設られること、

費約三○億~約四○億~ 金はその半分程度) 金も非常に大きなものとなること 建設費や事業者の負担 km 事業者負担 (建設

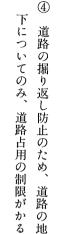
を収容するため、

4 3 下についてのみ、 道路の掘り返し防止のため、 事後入溝が認められないこと 道路占用の制限がかる 道路の地

て建設するため、

km

事業者負担金約二億/㎞)、



確立していないこと、 までの手続き、 道路法による事業であるため、 負担金の徴収ルール等が 事業化

3 このため、

といった限界がある。 このため、 が課されないこと 整備後において道路の地上の占用 今回、 電線類の地中化の推進の

電線共同溝法の概要

150cm

キャプシステム (本体建設費:約6億円/km)

下のような措置を講じている 景観の整備を図るため、電線共同溝法は、 よる安全かつ円滑な道路交通の確保と道路の 以上のような課題に応え、電線の地中化 以 1=

図 6

に基づき、 といった限界がある。 1 また、 CABは、 (道路本体として) 道路の側溝状とし 電線を収容する施設であるが、 道路本体として、 道路法

事後入溝の負担システムが

線共同溝法)を整備する必要がある。 ための具体的方策として、 新たな法制度 (電

図 7

150cm

#### (1) 電線共同溝

路管理上必要な道路附属物として位置づける のにした電線共同溝(C・C・BOX)を道 図 7 。 従来のCABの構造をよりコンパクトなも

### (2)電線共同溝整備道路の指定

確保と景観の整備を図るため特に必要が 道路管理者は、 安全かつ円滑な交通

金が大きなものとなること(建設費約六 建設費や事業者の負扣 電線共同溝 (本体建設費:約2億円/km) 例 2 例 1 60~80cm 30~40cm 

備道路として指定する。あると認められる道路を、電線共同溝整

る。市町村の要請も可能。 関係の電力・通信事業者の意見を聴取すは、都道府県公安委員会、地元市町村、② 電線共同溝整備道路の指定に当たって

2

## (3) 電線共同溝の建設

① 電線共同溝整備道路の指定後、電線共同溝整備道路の指定後、電線共同溝

設する。 を作成し、これに基づき電線共同溝を建者)の意見を聴いて電線共同溝整備計画② 道路管理者は、①の申請者(占用予定

# (4) 電線共同溝の占用許可と建設負担金

成)。 を負担する(CABよりも大幅に負担軽 溝の建設に要する費用のうち、一定の額 ② 電線共同溝の占用予定者は、電線共同

# (5) 建設後の新規事業者への対応

者が確保することができ、占用負担金部分(空き管路)をあらかじめ道路管理① 電線共同溝には、将来の入溝用の占用

入溝することができる。 業者は、占用許可を得て当該占用部分に 建設負担金と同等)を負担した新規事

譲渡することもできる。 道路管理者の承認を得て、新規事業者にまた、電線共同溝を占用する権利は、

## 新たな地上占用の制限

(6)

設の地上電線、電柱の占用を許可しない。中化の実効を確保するため、原則として、新電線共同溝整備道路においては、電線の地

# (7) 国の負担、補助の特例

国と地方公共団体が1/2ずつ負担する。事業者が負担する費用を除き、原則として、電線共同溝の建設に要する費用については、

#### おわりに

七

用されることをお願いしたい。電線共同溝法は、今後、政省令を制定し、六月には施行することになる。この法律は、坑の期待の大きい法律であり、各道路管理者域の期待の大きい法律であり、各道路管理者域の期待の大きい法律であり、各道路管理者は、地中化協議会等を活用して事業



# 、電線共同溝の整備等に関する特別措置

# 電線共同溝の整備等に関する特別措置法逐条解説

図りつつ、 電線の地中化を推進し、 の目的は、 |整備を図ることである。 安全かつ円滑な交通の確保と景観 第一条に規定するとおり、 (以下「電線共同溝法」という。) 電線共同溝の整備等により、 道路の構造の保全を

歩行者空間を拡大し、歩行者、自転車の安全 電線を地中化し、電柱を撤去することにより、 「車の車道への飛び出しを防止し、又は車道 道の狭い道路、 つ円滑な交通の確保を図るものである。 まず、「安全かつ円滑な交通の確保」とは、 歩道上の電柱の撤去によって歩行者、 歩道のない道路について、 自 ŧ

通

の確保と道路の保全を図りつつ電線の地中

溝に共同して収容することにより、

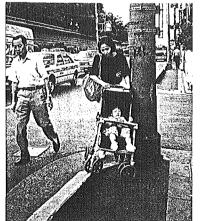
円滑な交

全かつ円滑な交通の確保が図られる。 を撤去することにより、 上に電柱がある道路について、車道上の電柱 さらに、先に阪神・淡路大震災でも問題に 自動車にとっても安

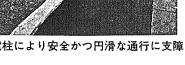
倒壞、 なった震災、 止することも、 電線の切断による道路交通の支障を防 台風等の災害時における電柱の 重要な役割である。

埋設するのではなく、 道路の景観の整備を図ることである。 ることにより、 ないすっきりとした道路上空の景観を確保す 「景観の整備」とは、 電線を個々の事業者がばらばらに 都市景観の中で非常に重要な 道路管理者が電線共同 電柱、 電線

> 化を推進することも、その目的としている。 きな役割を担うものである。ただ、 光ファイバー等の収容空間づくりとして、大 の除却、 通信の安定供給、 そのほか、 高度情報化社会の早期実現に資する 電線共同溝は、 消防活動の支障となる電線 災害時の電気



電柱により安全かつ円滑な通行に支障



的としては特記してはいないものである。管理のための法律であることから、法律の目は、電線共同溝という道路の附属物の建設、

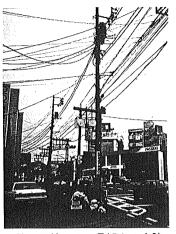
電

線共同溝法では、

道路管理者が一元的に行

## 定義(第二条)

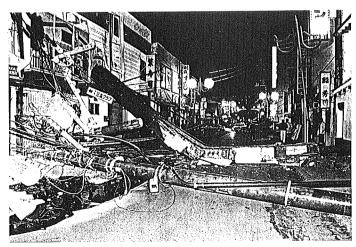
法、 路法上の道路管理者である(第二号)。 他この法律の規定が適用されると解される。 道路として、 かゞ の区域を決定した後においては、 の の行政主体が建設その他を行うことがありう る 「共同溝法」という。) : 開始されるまでの間においても、 道路である(第一 この法律において「道路管理者」とは、 この法律において「道路」とは、 (道路法第十二条等) 共同溝の整備等に関する特別措置法(以下 電線共同溝整備道路の指定その 号。 では、 共同溝法第五条) 道路管理者 道路管理者以外 道路の供用 道路法の 道路法上 1が道路 道路 が 道



電柱・電線による景観上の支障

うこととしている。 なく、 収容するため道路管理者が道路の地下に設け 線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を は、 路管理者になるので、そのような交差点を含 交差する場合、 ٤ 公共性の観点から好ましくないこと、 しているのは、 んで電線共同溝整備道路の指定等を行う場合 あることによるものである。 少なくし、 0 る施設である(第三号)。「二以上」を要件と この法律において「電線共同溝」とは、 `事業者がばらばらに電線を埋設するのでは 上位の管理者と共同して行うべきである。 市町村道が国道や都道府県道と交差点で 共同して地中化して道路の掘り返しを 道路の保全を図りつつ行う必要が その部分は上位の管理者が道 ①一事業者のために行うのは なお、 都道府県道が国道 ② 個 電

線、 らである。 の放送線等であり、 を含む。) 義規定を置いていないが、これは道路法でも ファイバー等も含まれる。 無定義で使用しており、 この法律においては「電線」、 電気通信事業者の電線 CATV事業者 「電線」 とは、 道路管理者等の行政用光 これと同義である 電気事業者の電 有線ラジオ業者 (光ファイ 「電柱」 の定 バ ì



地震による電柱の倒壊

# 三電線共同溝整備道路の指定

撤去等することが特に必要と認められる道路地下に埋設し、その地上における電線、電柱をの土地利用の状況等を勘案して、電線をその路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道路に埋設し、その地上における電線、電線を

#### 電線共同溝(C・C・BOX)整備のスキーム

関係の電力・通信事業者、 市町村 道路管理者 都道府県公安委員会 意見聴取 意見聴取 地中化を図るべき 電線共同溝整備道路 地中化を図るべき道路 道路 の指定 要 該 新たな上空占用の制限 電力・通信事業者等 占用許可の申請 電線共同溝整備計画 電線の敷設計画 ※ 将来の占用者のための 占用部分を定めることも 可能 建設負担金 電線共同溝の建設 (国の負担、補助) 占 占用の許可 用 権 の 占用料 譲 電線共同溝への入溝 渡 占用の許可 占用負担金 (新規事業者) (新規事業者) 占用料 占用料 電線共同溝への事後入溝 電線共同溝への事後入溝

定する こととしてい Ł ゕ 5 のでなく、 この法律では、 道路管理 建設大臣 者が自ら指定する が 上 一から指

又は道路

の部

分に

う b

Z

区

|間を定めて、

電

八同溝を整備すべ

ハき道路

(電線共同溝整備道

路

同

満法では、

共同

溝整備道路の指定は

電

線共同溝整備

道路

は

道

路又は

道

0)

として指定することができる

第

項

幅員の 分 路 「道路 の について指定する X 道路の場合、 の部 間 労し 起 点 を電線共同 終点) まず、 で指定する 道路の片側だけ 溝整備道路 これは が 通 路 常 指 広

優 全か

n

て地

|域的な利害にか

か

:わるものであるこ

Щ

|滑な交通の確保と景観の整備であ

Ď

建設大臣が行うこととされているが、

この

法

Ö 自的

は

主として歩

行者を対象とし

た安安

道 部

> 定 うことであ か ら残 り片側を指定することもあ そこでの電線共同溝 0 整 備 り得 が終 ると b

0

T t٠

管理 なら に際して、 ることもできる 沿道を供給区域等とする一般電気事業者 道路管理者は、 一者に電線共同溝整備道路の指定を要請 種電気通信事業者の意見を聴かなけれ な (第二項)。 都道府県公安委員会、 (第三項) 電線共同溝整備道路の指 また、 市 町 村から 市町村、 道 路 ば 定

第 0

#### 四 許可申請 電線共同溝の建設完了 (第四条)

きる 路で敷設している者にも限らない。 等の公益事業者に限らず、 共同溝の占用を希望する者は、 建設完了後の占用 ·線共同溝整備道路が指定されると、 **第** 項 この申請者は、 の許可申請をすることが 既に電線を当該 電線共同 電気事業者 電 溝 て 0 線

設した電線の管理能力に問題があっ 径が でないと認められる場合 設負担人 例 闻 ただし、 えば、 に溝の 大きすぎ 金等の支払 建設及び管理に支障を及ぼす場 申 電線共同溝の規模及び構造上相 請者の資力 る 条数が多すぎる等)、 い に問題が 信用に問題があ (例えば、 あ める場合、 たり、 電線 電 0 ŋ. 電 敷 線 П

四項)。 がある場合等) 線共同溝の管理に不誠実な行為をするおそれ には、 申請は却下される (第

なり、 溝の占用の許可が与えられる(第十条)。 却下されなかった申請者は、 かわりに、 建設負担金の支払い義務を負う 建設完了後直ちに、 占用予定者と 電線共同 (第七

ある。 には、 この法律の目的実現のためには必要だからで H 九条第一号) 既に許可を受けて設置されている電線、 することができる(第四条第二項)。これは、 いる者に対して、 電線共同溝に収容して地中化を図ることが 許可を受けて電線、 なお、 この法律の占用制限はかからない 電線共同溝整備道路の指定の際 が、 そのような電線もできるだ 道路管理者は、 電柱を地上に設置して 申請を勧告 電柱 (第 既

五 電線共同溝の建設と増設 (第五条、第八条)

申請する者がいなくて、 すると、 『線共同溝を建設することはできないが、 |電線を収容することとならない場合には (第五条第一 道路管理者は、 電線共同溝を建設することとなる 項)。 電線共同溝整備道路を指定 電線共同溝の占用許可を 一以上の電線管理者 そ

> 指定を廃止すべきと解される。 指定の際には、十分事業者の意向を把握して の場合には、 かなければならない。 速やかに電線共同溝整備道路 したがって、 Ø

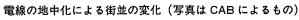
> > る

お

用とその負担に関する事項等を定める。 予定者、 電線共同溝整備計画には、 定めて行わなければならない 予定者の意見を聴いて電線共同溝整備計画を 道路管理者は、 占用予定者ごとの占用部分、 建設に際して、 電線共同溝の占用 (同条第) 四 建設費 の占用 )。

のである。 者の占用許可申請に対応できるようにするも あらかじめ確保することにより、 第三項)。これは、 者のための部分を定めることができる 者の占用部分のみならず、 なお、 電線共同溝整備計画には、 道路管理者が空き管路を 占用予定者以外の 将来の入溝 占用予定 (同条

として、 全体として二以上の電線管理者のためのもの 係 同溝が建設されているのであるから、 合 することができる (第八条第一項)。 を生じたと認めるときは、 入溝者のために電線共同溝の収容能力に不足 る部分が一電線管理者のためであっても、 おらに、 既に二以上の電線管理者のために電線共 増設は可能であると解される。 その空き管路もふさがり、 電線共同溝を増設 この場 増設に 新規の



に野耳状の

街並の変化

殺玛当

増設の手続きは、 (同条第三項)。 建設のそれを準用してい

# 六 建設負担金 (第七条)

電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。これは、占用許可申請に係る電線を単独で埋設する費用(及びその更新のための掘り返し費用を現在価格に割り戻しための掘り返し費用を現在価格に割り戻した場合を想定して計算し、費用負担を大幅した場合を想定して計算し、費用負担を大幅に軽減することとしている。

することはしない。ので、占用料分を建設負担金に含ませて徴収ので、占用料分を建設負担金に含ませて徴収することとしている(第二十九条かっこ書)なお、共同溝と異なり、占用料は別途徴収

# 用制限(第九条) ・電線共同溝整備道路における占

る道路の占用を制限している。 法律の目的を達成するため、電線、電柱によ 路交通の確保と道路の景観の整備というこの 溝の建設の実効を確保し、安全かつ円滑な道 では、電線共同溝整備道路においては、電線共同

外としている。ただし、次の場合には、占用制限の適用除

電線共同溝整備道路の指定の際、既に電線共同溝整備道路の占用許可にではなく既存の権利の承継にすぎの設定ではなく既存の権利の承継にすぎの設定ではなく既存の権利の承継にすぎののであるから、既得の占用許可にないものであるから、既得の占用許可に

電線、電柱が緊急の必要に基づき、地上に仮設するが緊急の必要に基づき、地上に仮設する災害復旧の間、電線共同溝を占用する者の、電線共同溝の建設、改築、維持、修繕、

があるからである。

である。

③ 公益事業電線について、地下に埋設することが困難であるなど地上に設置することが困難であるなど地上に設置することがをむを得ない電線、電柱とにかんがみ、その公益性との関係で、地上設置がやむを得ないて、地下に埋設すを強制することは適切でないからである。

④ 公益上やむを得ない事情があり、かつ、

許可(第十条)
「電線共同溝の建設完了後の占用がある場合のセービングクローズである。

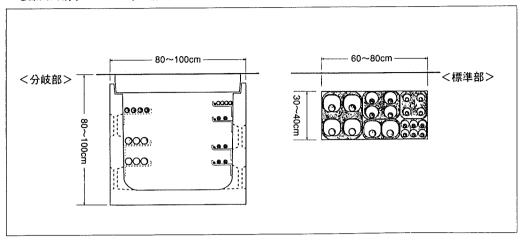
①~③以外で占用制限を除外する必要

期間を明示しておく必要がある。 期間を明示しておく必要がある。 期間を明示しておく必要がある。

# 十三条) 用負担金(第十一条、第十二条、第九 事後入溝のための占用許可、占

線共同溝に入溝しようとする者)は、電線共占用予定者以外の者(建設後に事後的に電

#### 電線共同溝(C・C・BOX)の構造イメージ



Ę

その占用が、

この場合も、

占用予定者となる場合と同様 電線共同溝の規模及び構造

溝に占用予定者以外の者のための占用部分 者が第五条第三項の規定に基づき、 合等である に、その占用部分に入溝することができる場 (空き管路)を確保している場合(五 収容能力に余裕があるときとは、 電線共同 道路管理 参照

ている を及ぼす場合には、 上相当でない場合、 電線共同溝の管理に支障

理者の許可を受けて、

電線共同溝を占用する

ことができる

(第十一条第一項)。

同溝の収容能力に余裕があるときは、

道路管

線の条数を増加 占用することができる期間を延長したり、 る者も、 を負担しなければならない(第十三条)。 と同様の計算によって算定された占用負担 なければならない 電線共同溝の占用の内容を変更しようとす この許可を受けた者は、 (同条第二項)。 道路管理者による変更の許可を受け (占用部分を拡大) (第十二条)。その場合も、 許可できないこととされ 建設負担金 したとき 電 金

#### 占用権の譲渡 (第十五条)

ればならない。

等は、それに応じた占用負担金を負担しなけ

路管理者の承認を受けて譲渡することができ 電線共同溝の占用権の全部又は一部は、 (第十五条)。 道

新規に事業者が現れたときに、 設する者でなくても占用許可は与えられる。) 権を確保しておき 占用予定者として建設負担金を負担して占用 溝の建設時には、 していない場合であっても、 占用権をその新規事業者に譲渡することで これにより、 道路管理者が空き管路を確保 市町村やデベロッパ (必ずしも直ちに電線を敷 まず、 当初の占用者 電線共同 一等が

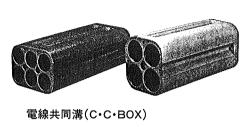
こしいしんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん

何らかの対価を譲渡人に払うことが通常であ を負担する必要はないが、譲渡を受ける際に、 ることから、公平上問題はないものである。 この場合、譲受人は、道路管理者に負担金 事後入溝に対応することもできる。

## 電線共同溝を占用する者の義 (第十六条~第二十条)

(1)が課せられる 適正かつ円滑な管理のため、次のような義務 電線共同溝を占用する者は、 電線共同溝を占用する者は、 電線共同溝の 政令で定め





線の改造、移転、 命ずることができる(第十六条)。 に適合しない場合には、 電線を敷設しなければならない。この基準 除却その他必要な措置を 道路管理者は、

(2)管理者は、通常受けるべき損失を補償しな 生じた場合においては、道路管理者は、 設する場合等、公益上やむを得ない必要が 命ずることができる。この場合には、 線の移転、除却等の措置を講ずべきことを ればならない 道路の拡幅工事に伴って電線共同溝を移 (第十七条)。

(3)電線の管理等を行わなければならない。 用者は、 定めることとされており (第十八条)、占 者の意見を聴いて、 滑に管理するため、電線共同溝を占用する 道路管理者は、 この電線共同溝管理規程に従って 電線共同溝を適正かつ円 電線共同溝管理規程を

(5)(4)間が満了したとき、 は なければならない (第十九条)。 同溝を占用する者は、一定の費用を負担し することがあるが、その場合には、 電線共同溝を管理している間には、改築、 電線共同溝を占用している者は、 電線を除却し、原状に回復しなければ 占用許可の取消等の処分があったとき 修繕、 災害復旧その他の費用が発生 占用を途中でやめたと 電線共 占用期

ならない (第二十条)。

# 国の負担又は補助

次のとおりである。 電線共同溝の建設等の費用負担については

1 都道府県又は指定市が1/2負担する 業者が負担する額を除き、 の管理に要する費用については、占用事 共同溝の建設、 (第一項)。 指定区間内の一般国道に附属する電線 改築、 維持、 国が1/2 修繕その他

ただし書)。 2/3の負担とする予定である(第一項 なお、 北海道については、 政令で国が

2 その費用を負担する地方公共団体に補助 道)に附属する電線共同溝の建設、 も1/2である。 できる(第二項)。 負担する額を除き、 に要する費用については、 その他の道路 (指定区間外国道、 なお、 国が1/2以内を、 占用事業者が 実際の補助率

率で負担又は補助する (第三項)。当該 体の新設又は改築の国庫負担率又は補助 設又は改築に伴う場合には、 電線共同溝の建設又は改築が道路の新 その道路本

3

(第二十二条)

れに応じて、 急措置法等で嵩上げされた場合には、 道路本体の負 補助率が嵩上げされる。 電線共同溝の建設等の負担 担率、 補助率が道路整備緊 そ

# 行政処分と罰則

#### (第二十六条、 第三十条)

おそれもある。 b 内容に違反したり、 は公益事業者に限られないことから、 他不正な手段によって許可を得たり、 電線共同溝は、 道路管理者の処分に従わなかったりする 共同溝と異なりその占用者 負担金を納付しなかった 詐欺そ 許可

0)

る 消といった行政処分ができることとされてい 容変更、 場合に道路管理者は、 このため、 (第二十六条)。 効力の停止、 電線共同溝法では、 許可、 占用予定者の地位の取 承認の取消 そのような 内

なり、 線共同溝法の行政処分により許可等が取り消 料 b して罰則規定を置いていない(第三十条によ ような違反や、 電線共同溝法では、 れば、 地位の承継の届出義務違反についての過 みが規定されている。) 道路法の罰則規定が適用になるので それ以降は、 行政処分に違反した場合に対 道路法と異なり、 道路法の不法占用と が、 これは この 電

> とによるものである。 あえてこの法律で罰則規定を置かなかったこ

#### 四 道路法の適用除外

#### 一十九条)

同様である。 適用を除外している。これは、 道路法第三条第三節 素を持つことから、電線共同溝法においては、 されないこと等、 れること、③本来占用事業者に占用させるた 障を及ぼすおそれがない者で、 模 路附属物の占用であるが、①電線共同溝の規 めの施設であり、占用期間は一○年等に限定 ること、 |特別の負担をした者に与えられるものであ 電線共同溝の占用も、 構造上相当であり、その建設、 ②許可に基づく権利の譲渡が認めら 道路法の占用の特例的な要 (道路の占用) 道路の一部である道 共同溝法でも、 建設負担金等 の規定の 管理に支

なり、

道路法の規定が適用される

このため、電線共同溝は道路法上の道路

٤

二十九条かっこ書)、 ては、 溝法では、CATV事業者等零細な事業者の 設負担金の中で一括徴収されるが、 共同溝の建設による節減費用の一部として建 道路法を適用除外にし、 入溝も予想されること等から、 ただ、共同溝法では、 道路法第三十九条の規定を適用し 毎年度、 占用料の規定も含め 占用部分については 別途徴収する 占用料につい 電線共同

> ている。 は、 こととする一方、 占用料分は含まないようにすることとし 建設負担金、 占用負担金に

## 五 道路の附属物への位置づけ

||附則第二条|

必要な施設」(道路法第二条第二項) 円滑な道路の交通の確保その他道路の管理 ことから、 (同項第七号)。 電線共同溝は、 道路附属物として位置づけている 共同溝と同様、「安全か であ 上 つ

して、 実際の工事のみをデベロッパー等が行う。 成等の行政的な手続きは道路管理者が行 溝整備道路の指定、電線共同溝整備計画の作 事をすることもできる。この場合、 道路管理者の承認を受けて、 規定が適用になり、道路管理者以外のデベロッ 一等が、 したがって、 工事完了後は速やかに道路管理者に引 工事の設計及び実施計画について 例えば、 道路法第二十四条の 電線共同溝の工 電線共同 Z

電線共同溝の占用の許可は道路 承認を受けたデベロッパー なお、 この場合、

が 事 理 き継が

行う。

・費の負担は、

一者が行うことになる。

'n

然に適用されないと解される規定もある。 法律の規定があるため、 同溝の建設、改築に要する費用負担等、この て適用されるものではなく、 しかし、道路法の規定が電線共同溝にすべ 又はその趣旨から当 例えば、 電線共

#### (参考)

### 特別措置法要綱 電線共同溝の整備等に関する

#### 第一 目的

別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝 の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を 図ることを目的とすること。 図りつつ、完全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を この法律は、電線共同溝の建設及び管理に関する特

(第一条関係

「道路」とは、道路法による道路をいうものとする

二 「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定 三 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二 する道路管理者をいうものとすること。

下に設ける施設をいうものとすること。 以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地

# 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の建設

持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に 地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支 の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑 とができるものとすること。 て、電線共同溝を整備すべき道路として指定するこ 必要であると認められる道路について、区間を定め な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道

定する一般電気事業者及び当該道路の沿道がその業 路の沿道がその供給区域に該当する電気事業法に規 務区域に該当する電気通信事業法に規定する第一種 あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村、当該道 道路管理者は、前項の指定をしようとするときは、

電気通信事業者の意見を聴かなければならないもの

- 路管理者に対し、1の指定を行うよう要請すること ができるものとすること。 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路の道
- 公示しなければならないものとすること。 道路管理者は、1の指定をしたときは、その旨を

## (第三条関係)

- 二 電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請 2 道路管理者は、一の1の指定をしたときは、当該 完了後における当該電線共同溝の占用を希望する者 用の許可を申請することができるものとすること。 一の1の指定があったときは、電線共同溝の建設 道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占
- ること。 う。) について、当該指定の日前になされた道路法 に設置された電線又は電柱の設置及び管理を行う者 に基づく道路の占用の許可に基づき当該道路の地上 指定に係る道路(以下「電線共同溝整備道路」とい に対し、1の申請を勧告することができるものとす
- 3 道路管理者は、1の申請が、次のいずれかに該当 するときは、その申請を却下しなければならないも のとすること。
- 支障を及ぼすおそれがあると認められるものであ の規模及び構造上相当でないと認められるもので 構造等に照らし採用することのできる電線共同溝 当該申請が、当該電線共同溝の建設及び管理に 当該申請の内容が、当該電線共同溝整備道路の

(第四条関係)

### 三 電線共同溝の建設

- 1 三に定めるところにより、 のとすること。 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、第 電線共同溝を建設するも
- 2 道路管理者は、二の1による申請をした者(二の 3により却下された者を除く。以下「電線共同溝の

道行セ 95.5 17

行わなければならないものとすること。 整備計画を定め、これに基づき電線共同溝の建設を 占用予定者」という。)の意見を聴いて電線共同溝

同溝の占用予定者以外の者の占用のための電線共同 の管理上必要と認められる場合においては、電線共 の占用の動向を勘案してその構造の保全その他道路 溝の部分を定めることができるものとすること。 前項の電線共同溝整備計画には、電線による道路

#### (第五条関係

四

電線共同溝の占用予定者の地位の承継

旨を届け出なければならないものとすること。 占用予定者の地位を承継した者は、道路管理者にその 予定者の地位を承継するものとし、当該電線共同溝の 同溝の占用予定者の一般承継人は、電線共同溝の占用 相続人、合併により設立される法人その他の電線共

## 電線共同溝の占用予定者の建設負担金 (第六条関係

五.

るところにより算出した額の費用を負担しなければな れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定め する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免 らないものとすること。 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に要

#### (第七条関係)

#### 電線共同溝の増設

- 溝を増設することができるものとすること。 収容能力に不足を生じたと認めるときは、電線共同 電線共同溝整備道路について、既設の電線共同溝の 道路管理者は、三により電線共同溝が建設された
- 設しようとするときは、その旨を公示しなければな らないものとすること。 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝を増

#### t 電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制 (第八条関係)

線及びこれを支持する電柱による占用に関し、一定の 当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電 道路管理者は、一の1の指定をした場合においては、

> はならないものとすること。 ものを除き、道路法に基づく道路の占用の許可をして

2 前項の規定により許可に基づく地位を承継した者

いたこれらの許可に基づく地位を承継するものとす

は、道路管理者にその旨を届け出なければならない

第四

に当該電線共同溝の占用の許可をするものとすること。 の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者 る電線の種類及び数量等を明らかにして、電線共同溝 たときは、直ちに、電線共同溝に敷設することができ 占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了し

二 占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の

可を受けて、電線共同溝を占用することができるもの 同溝の収容能力に余裕があるときは、 前項の許可を受けた者以外の者であっても、 道路管理者の許 電線共

#### (第十一条関係

申請があった場合においては、電線共同溝に敷設する ることができるものとすること。 ことができる電線の種類及び数量等の変更の許可をす 電線共同溝の占用に係る変更の許可 道路管理者は、一又は二による許可を受けた者から

## 占用予定者であった者以外の者等の占用負担金 (第十二条関係

四

同溝の占用によって支出を免れることとなる推定の投 額の占用負担金を負担しなければならないものとする が負担した建設負担金を除く。) のうち、当該電線共 資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者 電線共同溝の建設又は増設に要した費用(電線共同溝 二又は三による許可を受けた者は、当該許可に係る

#### (第十三条関係

# 許可に基づく地位の承継

Ŧi.

1 可等を受けた者の一般承継人は、被承継人が有して 相続人、合併により設立される法人その他一の許

第九条関係

## 電線共同溝の管理

3

管理者の承継を受けなければ、譲渡することができ

一の許可等に基づく権利の全部又は一部は、道路

ないものとすること。

(第十四条—第十五条関係)

ものとすること。

(第十条関係)

とすること。

## 1 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する者 電線の構造等の基準の遵守

- は、当該電線共同溝に電線を敷設する場合において に従わなければならないものとすること。 は、政令で定める電線の構造及び敷設の方法の基準
- 2 道路管理者は、電線共同溝を占用する者が敷設す 要な措置を講ずべきことを命ずることができるもの 止又は当該電線の改造、移転若しくは除却その他必 当該占用する者に対し、当該敷設に関する工事の中 る電線が前項に規定する基準に適合しない場合は、

(第十六条関係)

- t 公益上やむを得ない必要が生じた場合における措置 合においては、この法律の規定に基づき電線共同溝 じた場合その他公益上やむを得ない必要が生じた場 理上の事由以外の事由に基づく工事を行う必要が生 線共同溝の存する道路について当該電線共同溝の管 べきことを命ずることができるものとすること。 を占用する者に対し、六の2に規定する措置を講ず 道路管理者は、六の2に規定する場合のほか、電
- 2 道路管理者は、電線共同溝を占用する者が前項の 当該処分によって通常受けるべき損失を補償しなけ ことによって損失を受けたときは、その者に対し、 規定により必要な措置を講ずべきことを命ぜられた ればならないものとすること。

#### 第十七条関係)

#### 八 電線共同溝管理規程 道路管理者は、電線共同溝を適正かつ円滑に管理す

道行セ

用する者の意見を聴いて、電線共同溝管理規程を定め るため、この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占 るものとすること。

(第十八条関係

#### 九 管理負担金

の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令 当該電線共同溝の改築、維持、 で定めるところにより負担しなければならないものと この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する者は、 修繕、災害復旧その他

(第十九条関係)

+

は、電線共同溝の占用を廃止した場合等においては、 状に回復しなければならないものとすること。 電線を除却し、占用している電線共同溝の部分を原 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する者

の規定による原状の回復について必要な指示をする ことができるものとすること。 道路管理者は、前項に規定する者に対して、前項

(第二十条関係)

Ŧi.

行政処分

+ 譲渡については、国と道路管理者との協議が成立す ることをもって、第四の一の許可等を受けたものと みなすものとすること。 国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例 国の行う電線共同溝の占用又は占用に係る権利の

(第二十一条関係)

### 国の負担又は補助

- 1 設(増設を含む。)又は改築、維持、修繕、災害復 担するものとすること。 ろにより、国及び都道府県がそれぞれ二分の一を負 旧その他の管理に要する費用は、政令で定めるとこ 指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝の建
- 2 を、政令で定めるところにより、予算の範囲内にお 設を含む。)又は改築に要する費用の二分の一以内 いて、その費用を負担する地方公共団体に対して補 国は、前項の場合を除き、電線共同溝の建設(増

助することができるものとすること。

(第二十二条関係)

収入の帰属

電線共同溝の建設(増設を含む。)又は改築、維持、 修繕その他の管理を行う道路管理者の収入とするもの とすること。 第三の五、第四の四又は第四の九の負担金は、当該

(第二十三条関係)

# 義務履行のために要する費用

Ξ

めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければな を履行するために必要な費用は、この法律に特別の定 らないものとすること。 この法律又はこの法律によってする処分による義務

(第二十四条関係

#### 負担金の強制徴収

四

るものとすること。 ついては、道路法の負担金の強制徴収の規定を準用す 第三の五、第四の四又は第四の九の負担金の徴収に

(第二十五条関係

予定者の地位を取り消すことができるものとすること。 溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用 その内容を変更し、その効力を停止し、又は電線共同 一の許可等を受けた者等に対して、許可等を取り消し、 道路管理者は、詐欺その他不正な手段により第四の

(第二十六条関係

Ξ

## 不服申立て

六

に対して審査請求をすることができるものとすること である道路管理者がした処分については都道府県知事 大臣に対して、市町村(指定市及び特定の市を除く。) 同じ。)である道路管理者がした処分については建設 定により管理を行う市をいう。以下この項において 定市若しくは特定の市(道路法第十七条第二項の規 基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に (第二十七条関係

> 七 権限の委任

任することができるものとすること。 ところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委 道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定める

(第二十八条関係)

#### 道路法の適用除外

八

規定を除き適用しないものとすること。 路法の道路の占用に係る規定は、占用料の徴収に係る この法律に基づく電線共同溝の占用に関しては、 道

(第二十九条関係)

#### 九

料に処するものとすること。 をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過 第三の四又は第四の五の2の規定に違反して、届出

(第三十条関係)

#### 附則

#### 施行期日

範囲内において政令で定める日から施行するものとす この法律は、公布の日から起算して三月を越えない

(附則第一条関係)

# 二 道路法の一部改正

道路の附属物に電線共同溝を追加するものとするこ

(附則第二条関係)

とすること。 道路整備特別会計法の一部改正 道路整備特別会計法について所要の改正を行うもの

(附則第三条関係)

# 特別措置法電線共同溝の整備等に関する

[平成七年法律第三十九号]

#### 目次

第一章 総則 (第一条・第) 条

第三章 第二章 電線共同溝の管理(第十条―第二十一条) 電線共同溝の建設 (第三条—第九条)

雑則 (第二十二条—第三十条)

#### 童

第一条 この法律は、電線共同溝の建設及び管理に関する りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図 特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝 ことを目的とする。

第二条 この法律において「道路」とは、道路法 十七年法律第百八十号)による道路をいう。 (昭和二

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八 条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理 者が道路の地下に設ける施設をいう。 この法律において「電線共同溝」とは、電線の設置及

#### 第二章 電線共同溝の建設

(電線共同溝を整備すべき道路の指定)

第三条 線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。 設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の 通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋 の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交 られる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電 撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認め 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとする 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道

> 規定する一般電気事業者及び当該道路の沿道がその業務 事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第二項に 除く。)、当該道路の沿道がその供給区域に該当する電気 当該市町村及び次項の規定による要請をした市町村を 該指定に係る道路の道路管理者が市町村である場合の ときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村 同様とする。 らない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、 者(政令で定める者を除く。)の意見を聴かなければな 十六号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業 区域に該当する電気通信事業法(昭和五十九年法律第八 (当

ることができる。 理者に対し、第一項の規定による指定を行うよう要請す 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管

その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は 廃止したときも、同様とする。 道路管理者は、第一項の規定による指定をしたときは、

3

(電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請)

第四条 前条第一項の規定による指定があったときは、電 することができる。 線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用を 理者に当該電線共同溝の建設完了後の占用の許可を申請 希望する者は、建設省令で定めるところにより、道路管

2 前項の規定による申請を勧告することができる。 らないものを含む。)の設置及び管理を行う者に対し、 道路の地上に設置された電線又は電柱(いまだ設置に至 同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき当該 共同溝整備道路」という。)について、当該指定の日前 きは、当該指定に係る道路又は道路の部分(以下「電線 になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は 道路管理者は、前条第一項の規定による指定をしたと

議することをもって、第一項の規定による申請をしたも の占用を希望する場合においては、国が道路管理者に協 国が電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝

3

いずれかに該当するときは、その申請を却下しなければ 道路管理者は、第一項の規定による申請が次の各号の

ならない。

び構造上相当でないと認められるものであること。 等に照らし採用することのできる電線共同溝の規模及 当該申請の内容が、当該電線共同溝整備道路の構造

二 当該申請が、当該電線共同溝の建設及び管理に支障 (電線共同溝の建設) を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

第五条 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、こ の章に定めるところにより、電線共同溝を建設するもの

2

建設を行わなければならない。 電線共同溝整備計画を定め、これに基づき電線共同溝の 道路管理者は、前条第一項の規定による申請をした者 「電線共同溝の占用予定者」という。)の意見を聴いて (同条第四項の規定により却下された者を除く。以下

ことができる。 定者以外の者の占用のための電線共同溝の部分を定める 必要と認められる場合においては、電線共同溝の占用予 用の動向を勘案してその構造の保全その他道路の管理上 前項の電線共同溝整備計画には、電線による道路の占

用しない。 別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の規定は、適 て建設する施設については、共同溝の整備等に関する特 道路管理者がこの法律の規定に基づき電線共同溝とし

(電線共同溝の占用予定者の地位の承継

第六条 相続人、合併により設立される法人その他の電線 予定者の地位を承継する。 共同溝の占用予定者の一般承継人は、電線共同溝の占用

継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以 内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。 (電線共同溝の占用予定者の建設負担金) 前項の規定により電線共同溝の占用予定者の地位を承

第七条 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に 要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免 ところにより算出した額の費用を負担しなければならな れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定める

道行セ 95.5 ORRIRARIO PROPORTO PROPORTO PROPORTO POR PROPORTO PORTO PORTO PORTO PROPORTO PROPORTO PORTO PORTO PORTO PORTO P

政令で定める。 の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は 電線共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付

(電線共同溝の増設)

線共同溝が建設された電線共同溝整備道路について、既第八条 道路管理者は、第五条に規定するところにより電 ようとするときは、その旨を公示しなければならない。 二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは「第 設の電線共同溝の収容能力に不足を生じたと認めるとき 項中「建設する」とあるのは「増設する」と読み替える 計画」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第四 定者」と、第五条第二項及び第三項中「電線共同溝整備 用予定者」とあるのは「増設に係る電線共同溝の占用予 条第三項、第六条並びに前条第一項中「電線共同溝の占 条第三項において準用する前条第四項」と、同項及び同 する前条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第八 前条中「建設」とあるのは「増設」と、第五条第二項中 設完了後」と、同条第二項中「当該指定」とあるのは 同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増 八条第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、 いて準用する。この場合において、第四条第一項及び第 条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設につ は、この条に定めるところにより、電線共同溝を増設す 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝を増設し 「当該公示」と、同条第四項第二号、第五条第二項及び 「前条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用 第四条、第五条第二項から第四項まで、第六条及び前

第九条 道路管理者は、第三条第一項の規定による指定を この限りでない。 議を成立させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、 定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協 用に関し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規 路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占 した場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道 (電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制限

> 線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合 五条の規定による許可又は協議に基づき設置された電 路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十 第三条第一項の規定による指定の日前になされた道

二 電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前にお 同溝の占用予定者又はこの法律の規定に基づき当該電 該電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共 めに必要な期間中において、緊急の必要に基づき、当 修繕又は災害復旧を行う場合 する電柱を仮に設置し、及び当該電線又は電柱の維持、 了後当該電線共同溝に敷設すべき電線又はこれを支持 了後又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧の終 線共同溝を占用する者が、その建設若しくは増設の完 いて又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧のた

三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電 ことについてやむを得ない事情があると認められる場 を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等 六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供す 線(電気通信事業法に基づくものにあっては、同法第 線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合 合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電 て当該電線又はこれを支持する電柱による占用を行う に照らし困難であることその他当該道路の地上におい るものに限る。) を設置しようとする者が、当該電線 前三号に掲げるもののほか、当該道路の地上におい

道路について安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備 電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合 場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該 を図る上で支障を生ずるおそれが少ないと認められる について公益上やむを得ない事情があり、かつ、当該 て電線又はこれを支持する電柱による占用を行うこと

#### 第三章 電線共同溝の管理

第十条 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了 したときは、直ちに、次に掲げる事項を明らかにして、 電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占 (占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可)

用予定者に当該電線共同溝の占用の許可をするものとす

- 占用することができる電線共同溝の部分
- 二 電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び
- 三 電線共同溝を占用することができる期間 (占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占
- 第十一条 前条の規定による許可を受けた者以外の者であっ 電線共同溝を占用することができる。 省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けて、 ても、電線共同溝の収容能力に余裕があるときは、建設
- る場合においては、同項の許可をしてはならない。 占用が次の各号のいずれかに該当することとなると認め 道路管理者は、前項に規定する者による電線共同溝の
- | この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占用して いる者の権利を侵害すること。
- 二 当該電線共同溝の規模及び構造上相当でないこと。
- てしなければならない。 第一項の許可は、前条各号に掲げる事項を明らかにし 当該電線共同溝の管理に支障を及ぼすこと。

(電線共同溝の占用に係る変更の許可)

- 第十二条 道路管理者は、第十条又は前条第一項の規定に 受けた者から申請があった場合においては、第十条各号 よる許可 (この項の規定による変更の許可を含む。) を に掲げる事項の変更の許可をすることができる。
- 準用する。この場合において、同条第三項中『前条各号 る事項」と読み替えるものとする。 に掲げる事項」とあるのは、「変更後の前条各号に掲げ 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について

(占用予定者であった者以外の者等の占用負担金)

第十三条 第十一条第一項又は前条第一項の規定による許 用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者が負担 増設に要した費用(第七条第一項(第八条第三項におい 可を受けた者は、当該許可に係る電線共同溝の建設又は した費用を除く。)のうち、当該電線共同溝の占用によっ て準用する場合を含む。) の規定により電線共同溝の占

しなければならない。 令で定めるところにより算出した額の占用負担金を負担 て支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政

2

- 2 負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関 し必要な事項は、政令で定める。
- 第十四条 相続人、合併により設立される法人その他第十 れらの許可に基づく地位を承継する。 可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していたこ 条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許 (許可に基づく地位の承継)
- 2 前項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、 その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管 理者にその旨を届け出なければならない。
- 2 前項に規定する許可に基づく権利の全部又は一部を譲 第十五条 第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地 理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。 規定による許可に基づく権利の全部又は一部は、道路管 位を承継する。

## (電線の構造等の基準の遵守)

第十六条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する 政令で定める電線の構造及び敷設の方法の基準に従わな 者は、当該電線共同溝に電線を敷設する場合においては、 ければならない。

線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべ する者に対し、当該敷設に関する工事の中止又は当該電 線が前項に規定する基準に適合しない場合は、当該占用 きことを命ずることができる。 道路管理者は、電線共同溝を占用する者が敷設する電

第十七条 道路管理者は、前条第二項に規定する場合のほ 者に対し、同項に規定する措置を講ずべきことを命ずる 管理上の事由以外の事由に基づく工事を行う必要が生じ か、電線共同溝の存する道路について当該電線共同溝の いては、この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する た場合その他公益上やむを得ない必要が生じた場合にお (公益上やむを得ない必要が生じた場合における措置)

ことができる

- て通常受けるべき損失を補償しなければならない。 により必要な措置を講ずべきことを命ぜられたことによっ て損失を受けたときは、その者に対し、当該処分によっ 道路法第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の 道路管理者は、電線共同溝を占用する者が前項の規定
- 3 場合について準用する。
- 4 道路管理者は、第二項の規定による補償金額を第一項 に規定する必要を生じさせた者に負担させることができ

### (電線共同溝管理規程)

第十八条 道路管理者は、電線共同溝を適正かつ円滑に管 理するため、この法律の規定に基づき当該電線共同溝を より、電線共同溝管理規程を定めるものとする。 占用する者の意見を聴いて、建設省令で定めるところに

#### 第十九条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する の他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政 者は、当該電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧そ

令で定めるところにより負担しなければならない。

第二十条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する 条の規定による許可若しくは承認の取消しの処分があっ 者は、電線共同溝を占用することができる期間が満了し 同溝の部分を原状に回復しなければならない。 た場合においては、電線を除却し、占用している電線共 た場合、電線共同溝の占用を廃止した場合又は第二十六

定による原状の回復について必要な指示をすることがで 道路管理者は、前項に規定する者に対して、同項の規

# (国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例)

第二十一条 国の行う電線共同溝の占用又は占用に係る権 二条第一項の規定による許可又は第十五条第一項の規定 利の譲渡については、国と道路管理者との協議が成立す ることをもって、第十条、第十一条第一項若しくは第十 による承認を受けたものとみなす。

#### 第四章 雑則

#### (国の負担又は補助)

第二十二条 道路法第十三条第一項に規定する指定区間 三項に規定する指定市(以下「指定市」という。)がそ 定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第 おいて「建設負担金等」という。)を除く。)は、政令で 線共同溝を占用する者が負担すべき費用(以下この条に 定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又は電 下この条及び次条において同じ。)又は改築、維持、 で、二分の一を超える特別の負担割合を定めることがで 区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令 れぞれ二分の一を負担する。ただし、道の区域内の指定 条第一項又は第十九条の規定により電線共同溝の占用予 電線共同溝の建設(第八条の規定による増設を含む。以 (第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三 (以下「指定区間」という。)内の一般国道に附属する 災害復旧その他の管理に要する費用(第七条第一項

- 2 国は、前項の場合を除き、電線共同溝の建設又は改築 その費用を負担する地方公共団体に対して補助すること を、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、 に要する費用(建設負担金等を除く。)の二分の一以内 ができる。
- 号のいずれかに該当する場合においては、前二項の規定 じ。) の新設又は改築に伴うものであり、かつ、次の各 築が道路(道路の附属物を除く。以下この項において同 による負担又は補助は、当該各号に定める負担又は補助 前二項の規定にかかわらず、電線共同溝の建設又は改
- 割合については、第一項ただし書の政令で定める割合 築に要する費用を負担する者によるその負担の割合 を下回るときは、当該政令で定める割合)に応じた負 当該道路が国道である場合 当該国道の新設又は改 (道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担
- 二 当該道路の新設又は改築が道路法その他の法律の規

以内での補助は改築に要する費用に関し補助することのできる割合は改築に要する費用に関し補助することのできる割合道である場合。当該都道府県道又は市町村道の新設又定による国の補助の対象となる都道府県道又は市町村

(収入の帰属) 電線共同溝の建設又は改築に要する費用については、 電線共同溝の建設又は改築に要する費用については、

第二十三条 第七条第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定にを調合を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定に整づく負担金は、当該電線共同溝の建設又は改築、維持、修繕その他の管理を行う道路管理者(当該道路管理者が修繕その他の管理を行う道路管理者(当該道路管理者がは当該地方公共団体の長の統括する地方公共団体)の収入とする。

(義務履行のために要する費用

ならない。 の法律又はこの法律によってする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければ第二十四条 この法律又はこの法律によってする処分によ

(負担金の強制徴収)

いて準用する。(第八条第三項には小人の規定に基づく負担金の徴収につ(第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条二十五条(道路法第七十三条の規定は、第七条第一項第二十五条(道路法第七十三条の規定は、第七条第一項

(行政処分

- 第二十六条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当す第二十六条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当す第二十六条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当す第二十六条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当す
- 用予定者の地位を得た者 開予定者の地位を得た者 東京 第十五条第一項の規定による承認を受け、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占による新可若しくは 第十二条第一項の規定による許可若しくは 非欺その他不正な手段により第十条、第十一条第一

- 遠反して電線共同溝を占用した者て準用する場合を含む。)の規定による許可の内容に二 第十条又は第十一条第三項(第十二条第二項におい
- 納付すべき負担金を納付しない者を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定により三 第七条第一項(第八条第三項において準用する場合
- (不服申立て) 第十六条第二項又は第十七条第一項の規定による処

Д

- しなければならない。 との法律に基づく処分についての異議申立てに対すると、 この法律に基づく処分についての異議申立てに対すると、 この法律に基づく処分についての異議申立てに対すると

(権限の委任)

(道路法の適用除外) 又は北海道開発局長に委任することができる。 又は北海道開発局長に委任することができる。 第二十八条 この法律に規定する道路管理者である建設大

は、適用しない。 は、道路法第三章第三節(第三十九条を除く。)の規定第二十九条 この法律に基づく電線共同溝の占用に関して

(罰則)

過料に処する。場合を含む。)又は第十四条第二項の規定に違反して、場合を含む。)又は第十四条第二項の規定に違反して、第二十条、第六条第二項(第八条第三項において準用する

#### 附則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えな第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えな
- 線共同溝整備道路」に、「設ける共同溝」を「設ける共(平成七年法律第三十九号)第四条第二項に規定する電整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二条 道路法の一部を次のように改正する。

(道路整備特別会計法の一部改正)

同溝又は電線共同溝」に改める。

号)の一部を次のように改正する。 第三条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五

第三条中「又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第六条第五項」を「、沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第六条第五項」を「、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十一条」を「、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十一条」を「、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十一条」を「、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十一条」を「、共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三三十一条)第六条第五項」を「、沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第六条第十三条第一項若しくは第十九条」に改める。

# 電線共同溝の整備等に関する特別措置法新旧対照表

# ○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

<b>†</b>	現
(用語の定義)	(用語の定義)
第二条 略	第二条 略
2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の	2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路
交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。	交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。
一~六略	一~六 略
七 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第三条第一項	七 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第三条第
の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年	の規定による共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共
法律第三十九号)第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規	
定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝	
八略	八略
3~5 略	3-5 略

## ○道路整備特別会計法 (昭和三十三年法律第三十五号) 沙抄

#### 改 正 案

年法律第七号)第八条の三第一項、 用を除く。)、第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第五条第一項の規定 その他の工事事務費その他第五条第一項の規定による一般会計への繰入金に相当する費 の事業及び工事のうち国が北海道又は沖縄県で行うものに係る職員の給与に要する費用 以下同じ。)に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用(これら をもつてその歳入とし、 和六十二年法律第六十二号)第五条第一項の規定による貸付金の償還金及び附属雑収入 法律第三十四号) 第十一条第一項、 託工事に係る納付金、第十条第一項の規定による借入金、道路整備特別法(昭和三十一 の負担金、道路法第六十一条第一項の規定により建設大臣が徴収する受益者負担金、受 いて準用する場合を含む。)、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による国以外の者 しくは第六十二条、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十 条第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若 項の規定に基づく都道府県等の負担金(以下「地方負担金」という。)、道路法第三十 整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第二十二条第一項若しくは第三 振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第六条第五項又は電線共同溝の 設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第十条第一項、沖縄 等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第二十二条第一項、 関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第三項ただし書、共同溝の整備 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、 費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第四条の規定による一般会計からの繰入金: による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする 二条 この会計においては、次条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する (歳入及び歳出 条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項(同法第八条第三項にお 一年法律第四十五号)第三条第一項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法 道路整備事業(第一条第一項に規定する道路整備事業をいう。 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年 第二項本文若しくは第三項、 道路の修繕に 交通安全施 丽

律

現

行

第三条 五条第一項の規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。 給与に要する費用その他の工事事務費その他第五条第一項の規定による一般会計への繰 る特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項の規定による貸付金の償還 別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項又は民間都市開発の推進に関す 置法(昭和三十一年法律第七号)第八条の三第一項、幹線道路の沿道の整備に関する法 者負担金、受託工事に係る納付金、第十条第一項の規定による借入金、道路整備特別措 都道府県等の負担金(以下 縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第六条第五項の規定に基づく 等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第二十二条第一項、交通安全施 関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第三項ただし書、 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、 入金に相当する費用を除く。)、第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、 する費用(これらの事業及び工事のうち国が北海道又は沖縄県で行うものに係る職員の 整備事業をいう。以下同じ。)に要する費用、 金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、道路整備事業(第一条第一項に規定する道路 る国以外の者の負担金、道路法第六十一条第一項の規定により建設大臣が徴収する受益 又は共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条の規定によ 五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若しくは第六十二条 設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第十条第一項又は沖 費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第四条の規定による一般会計からの繰入金、 (歳入及び歳出 (昭和五十五年法律第三十四号) 第十一条第一項、 この会計においては、次条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する 「地方負担金」という。)、道路法第三十一条第一項、第五十 附帯工事に要する費用及び受託工事に要 東京湾横断道路の建設に関する特 共同溝の整備 道路の修繕に

# 特集/電線共同溝の整備等に関する特別措置法

# 大和・万葉における電線類の地中化について

### 奈良県土木部道路維持課長 津本 恒和

#### はじめに

舞う道を、両親や弟と一緒に風呂屋に出かけ に電柱の影が長く伸びたそう広くない土埃の しないが、いわゆる文明の凝縮としてのシン ろん電柱そのものは電気を流さないし運びも 与えてくれる貴重な存在だったと思う。もち なく使わせていただいているが、夜でも灯を にかけて、電柱は我々の頭上高くそびえ立つ たといったイメージをもっている世代ではな モノであり今でこそ有難みを感じることすら いだろうか。戦後の昭和二○年代~四○年代 私達の幼年期の原風景というモノは、 ルが電柱であったような気がする。

> 立ってきたのではないだろうか。何やらここ 高さとバランスがとれていてあまり目立たな 階建の木造家屋が中心であった頃は、 ていた人もいたことも事実である。平屋か二 時代から、電柱ほど不細工なモノはないといっ に増えた七○年代からだろうか、確かに明治 モータリゼーションによって車の数が飛躍的 として嫌われ始めたのはいつ頃からだろうか。 まで電柱賛歌をやってしまったようである。 とビルの空間が開くにつれ、 かったのが、電柱より高いビルが建ち、道路 電線や電柱が目 屋根の

## 奈良県の歴史

いいただきたいと思う。 さて、少しの間だけ歴史の勉強にお付き合 皆さんの中には私以

さて、この電柱が不要なモノ・邪魔なモノ

き合い願えたらと思う。 学生時代の社会科の復習といった程度でお付 上にお詳しい方がおられると思うが、 いう一方通行の媒体であるとお許しいただき

という名で度々登場する か、この所在については諸説あるようである 最も古くは魏志倭人伝の邪馬台国であろう 歴史の教科書に奈良県は、 続いて古墳時代を経て、飛鳥・奈良時代

と大和が日本の中心であった時代となる。

立という政治史的発展を見た時期であり、 律令制を基軸とする天皇専制の古代国家の確 る政治支配の体制から、 この約二〇〇年間は、 簡単な略年表を次ページに記す。 氏姓制度を根幹とす 大陸のそれに倣った

良県が 跡 また、 が目 が造られた時期でもあ : 歴史の表舞台であっ にすることの出来る優れた建 〇〇〇年以上の Ś 時を経て た時期でもあ 今日 造物や遺 私

## について 奈良県における電線類の地中化

0) 遺 n z 跡 るように多くの て、 や建造物 本題に入りたい が今に伝えられ 都 が置 と思う。 か 'n 7 た結果、 お 年表でも見 þ ځ 多く 'n

上機器の設置

スペ

1

スの確保や新規需要に

待され また、 観の保全といっ えて行かなけ 建造物は人類の遺産として、 として多くの方々の来県に b このことから は考古学の研究対 未調査の ているところも多い。 ればならない た観点からの 遺跡も多く、 本県では主として歴史 、象として、 使 命をも 電線類の 我 これらの 役買ってい 今後の発掘に期 また観 々は後世 っ τ 配光資源 地 遺 Ö 中化 的 に伝 跡 3

を積極的 に進め Ź いきたいと考えてい 30 地

> 例 得 る か ない課題は多いが、 地 て、 ï 5 中化である。 ついては、 0) 平成五年度 地中化に取 度 b ず か 電力・電信会社の協力を 組 ら歴史的景観保全の観 n んでい も自治 アしなけ る。 体管路方式によ 以下 Ò ば

する予備管の

埋

設

等

IJ

n

なら

# **企中成五年** 高市郡明日香村大字川

原

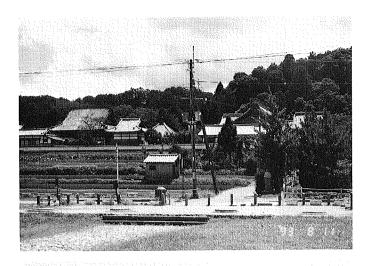
地

空間で繋が 原寺跡と田 とにより、 る景観が甦った 現存する弘福寺を中心 への移行期独特の伽藍配置をとる川原寺跡の を横 聖徳太子誕生の地とも伝えら (県道多武峯見瀬線) (切る県道多武峯見瀬 野草の ŋ 圃を隔てて高台に見える橘寺と 遠く万葉の時代を彷彿とさ (写真1)。 茂る原っ Ę ぱに  $_{\parallel}^{L}$ 線で地 飛 鳥から天平時代 礎 ń 石の残る 中化するこ 七〇 る橘寺と、 亷 ゕ゙゙゙゙゙゙

に設置 かつ川原寺跡と橘寺の史跡指定地となっ 力の変圧器の設置であ る場所だけに、 目立たな て この地中化にあたり特に工夫した点は、 下遺跡の関係からハンド 村有地で万葉の歌 する訳にも い ように設置 遺跡と景観 Ļì か ず 3 碑 することができ 風 明 0 致 の 木 あ 日 地区でもあ 香村の 1 る広場の一 配慮から ルが 深埋 /協力を 歩道 T 角 電

西 暦 年 号 天 皇 出 来 事 538 仏教伝来 587 蘇我馬子、物部守屋を滅ぼす 588 蘇我馬子、飛鳥寺を建立 592 推古天皇、豊浦宮に即位 593 推 古1 推古 聖徳太子、摂政となる 600 8 遣隋使を派遣 601 9 斑鳩寺創建 603 小墾田宮に遷都、冠位十二階を制定 11 607 法隆寺建立 15 629 舒 明 1 舒 明 飛鳥岡本宮に遷宮 田中宮に遷宮 636 8 641 山田寺建立 14 642 阜 極 1 極 小墾田宮に遷宮 皇 643 2 飛鳥板蓋宮に遷宮 645 大 孝 大化の改新 化1 徳 655 斉 明1 斉 明 飛鳥川原宮に遷宮 656 2 後飛鳥岡本宮に遷宮 智 6 667 天 近江大津宮に遷宮 天 智 671 弘 文 1 弘 文 近江令制定 天 672 武1 天 귎 壬申の乱。大海人皇子、飛鳥浄御原宮で即位 694 持 統8 持 統 藤原宮に遷都 698 文 武 2 文 武 薬師寺完成 710 和 銅3 元 明 平城京に遷都 天平勝宝4 752 謙 孝 東大寺大仏開眼 759 天平宝字3 淳 仁 唐招堤寺建立 768 神護景雲2 称 春日社成る 徳 784 暦3 桓 武 長岡京に遷都 794 13 平安京に遷都

事



できず、 りその上に地上機器が据わることとなった。 きたと自負している(写真2)。 には周囲にあるのと同じ金木犀を植樹した結 こんもりと土盛りをして芝を張り付け、 変圧器を違和感なく融け込ますことがで 頂部は地面から五○㎝ほど盛り上が 地上機器を艷消しの緑色に着色し、 手前

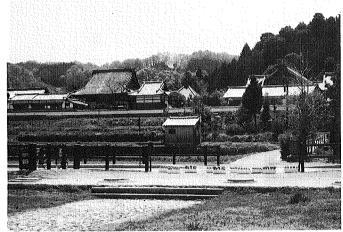


写真1 明日香村川原での地中化実施前(写真上)・後(下) 〈川原寺跡から橘寺を望む〉



歌碑の右のこんもりした部分 写真 2 がハンドホール

斑鳩町法隆寺での工事写真( ハンドホールの蓋の石張り(右)

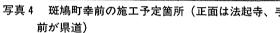
生駒郡斑鳩町大字法隆寺地内 (県道法隆寺線)  $\frac{L}{\parallel}$ 

〈平成六年度〉

聖徳太子が建立した世界最古の木造建築物 平成五年一二月に世界文化遺産条約に登 五〇m (写真3)

首行セ 95.5 28

ては、 気事業者等との協議を行っている。 BOX)による整備を予定しており、 は 次の四箇所を考えている。これらについ 斑鳩町幸前地内 今回創設された電線共同溝 L=11, 000 m (県道奈良大和郡山斑鳩線 Ĉ: C: 現在電 斑鳩町幸前の施工予定箇所(正面は法起寺、



(奥に見えるのが 薬師寺の東西塔、手前が県道)

4 3 路となっている(写真6)。 内の続きで、橿原市方面からのメイン道 天理市柳本町地内(一般国道一六九号) 平成五年度に施工した明日香村川原地 明日香村川原地内(県道多武峯見瀬線) L=1、四〇〇m L=1、六〇〇m

龍王山を遠望する地域である (写真1)。

を近景に、大和青垣国定公園に含まれる

崇神天皇陵と景行天皇陵の二つの陵墓

寺の間に位置する県道で、 な田園が拡がり斑鳩の里として知られて いる (写真4)。 法隆寺とならび称される法起寺と法輪 周りには長閑

道が甦った。

また、平成七年度からの当面の計画として

録された法隆寺地域の仏教建造物への参道と

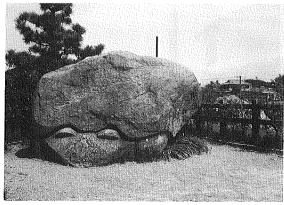
いえる県道法隆寺線で地中化することによ

笹と松で彩られた古代からの石張りの参

奈良市五条町地内 、県道奈良大和郡山斑鳩線

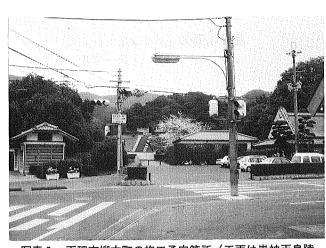
2

である (写真5)。 に代表される西の京地区での主要な道路 天武天皇の発願によるといわれる薬師寺 鑑真でよく知られている唐招堤寺と、 四〇



明日香村川原の施工予定箇所(明日香村の 亀石、右奥にある電柱が消える)

写真6



天理市柳本町の施工予定箇所(正面は崇神天皇陵、 写真 7 手前を横切っているのが国道)

# 今後の景観行政について

ら架空線で送られている。 電話が供給されており、 貨の商店も建っており、

四

前項で至近年度の地中化計画にふれてみた

中長期的な展望といったものについて述

べてみたい。 だ歌は九○○首を数えるといわれている。 五〇〇首の歌の中で、 二九〇〇首、 万葉集は皆さんもよくご存知と思う。 その内、 地名の出てくる歌は、 大和 (奈良県) 特に飛鳥 を詠ん 約四

大和の中でも大和平野周辺

(明

あ

吉野川流域を詠んだものが多くみられる。 ものすべて、 定の建築物をさすものでもない。 花 日 保存に取り組んでおられるが、 法を制定し、 まれたものなのであ りは自然の風土であり、 土である。 (香村周辺)、 さて、 これは、 この万葉集で詠まれているのは、 郭に限定される景色ではない。

小川のせせらぎ、

遠くに霞む山であった。

ている。

建築物や仏像ではなく、

路傍の草 自然の風 山辺

(桜井市周辺)、

奈良市

例えばこの道路沿いもしくはこの

望できる。 る道路全てということになり、 範囲全てといった面的な地中化を行う必要が しても効果は薄く、 不似合いな電柱や電線といったものが目をひ Ź. これはどこかの道路沿いの電線類を地中化 村内北西部の甘橿丘からは万葉の故地が 先ほどの民家や商店への供給線である。 面的に行う場合には道路管理者が異な そんな万葉の景色の中にいかにも 例えば甘橿丘から見える 道路管理者間

> 産を活かす意味からも、こういった形での 統の確保等新たな課題も生じるが、 の意志統一、電気等緊急時のバックアップ系 中化も将来計画として狙って行きたいと考え 万葉の遺 地

ている。 ある。 たが、 たことから、 たことや、第二次世界大戦の戦災に遭わなかっ はない。 これまで古代について多く紙面を割いてき 中でも、 本県の遺産は何も古代に限ったもので 近世においても残すべき遺産は多く 歴史的な町並・集落が多く残っ 本県は大きな災害が少なかっ

肌で感じとるものすべてがつま

目にはいる もちろん特

遠く万葉の時代に詠

奈良町(奈良市

基本的に現状凍結で歴史遺産の

現在、

明日香村は明日香保存特別立

展した町で、商業や社寺関係の手工業が栄 えた江戸時代後期以降の町家。 東大寺・興福寺・元興寺の門前として発

当然ここにも電気や 現状では電柱などか

民家や日用雑

大和郡山 (大和郡山市)

期から明治時代の町家が多く、 · る。 帯は旧遊廓で三階建の町家も多く残って 本町・ 堺町・紺屋町辺りには江戸時代末 洞泉寺町 の

今井町 (橿原市

町として成立し、 含む歴史的な建造物群が残っている。 として栄えた。 六世紀には土塁・濠が町を取巻く寺内 現在も八軒の重要文化財を 江戸時代に強力な商業町

#### 歴史街道の「メインルート」と 「テーマルート」

重要文化財栗山家をはじめ、江戸時代中

ころである。

ている通りがある。

(五條市

小藩の城下町で、武家屋敷等の面影が残っ

(高市郡高取町 (天理市)、松山

ては、 等と地中化に向けて協議が進められていると 期待されており、 これらの地域でも電線類の地中化は大いに 期・後期の町家が多く存在する。 それぞれ奈良市・橿原市が電気事業者 特に奈良町・今井町につい

柳本 土佐

(宇陀郡大字陀町)、

ひょうこ シンボルル~ 平安~ 室町時代ゾーン 近代、 奈良時代 神戸 祭長 飛鳥 古代史ソーン 高野・揺野器ルート

があがる手法として期待される。

らして、これらのルート上での地中化も効果 る。」という歴史街道構想のメインテーマか 化の発信基地づくりをめざしているものであ

あらゆる人々に愛され親しまれる日本文

想が、 間づくりや環境整備をすすめ、未来にわたっ 定したルートで、歴史文化資源を活用した空 ころであり、 係団体が協力しながら実現化を図っていると 設定されている。 して、 他テーマルートの「修験者・秘境ルート」 奈良 桜井・明日香・橿原・斑鳩(古代史ゾーン)、 核となるメインルートは、本県では、 また、 日本文化の魅力を楽しく体感するため設 (奈良時代ゾーン)と通っており、 吉野・十津川・下北山・上北山などが 平成四年から進められている。 近畿八府県を舞台にした歴史街道構 「悠久の歴史の舞台を訪ねなが 個別の事業については各関

連想されるような、 大いに効果があると思われる。 備と併せて周辺の道路での電線類の地中化も の平城京が甦ってくることと思うが、 雀門の復元整備が行われており、 ここまで、 これ以外にも、 一般に〝なら〟という言葉から 奈良市内において平城京朱 大和・万葉といったイメー いずれは古 復元整

ジをもたれる地域での地中化についてふれて

治行よ 05.5

この ٤

榛原・

この中

に取り組んでいる。域に限ったことではなく、以下の地域でも既きた。しかし、本県での地中化はこれらの地

## ① 商業地域・官庁街

が を実施。 ブ方式・自治体管路方式等により地中化 三六九号)で、 業地を経て裁判所・県庁といった官庁街 近 に至る奈良市内のメイン道路 地中化済。 鉄新大宮駅、 百貨店のある新興商業地から市役所 延長三・二㎞のうち、 昭和六一年度から、 近鉄奈良駅のある中心商 (一般国道 一 九 km キャ

### ② 先行的地中化

地中化延長は、一・六㎞。平成四年度に自治体管路方式により実施。関西文化学術研究都市の第一工区で、

ともつけ加えておきたい。の他、商業地域等での実施も検討しているこめ、前述①の未施工区域、②の第二工区、そや、前述①の未施工区域、②の第二工区、その他、都市の再開発にあわせての地中化

#### について 五 電線共同溝 (C·C·BOX)

方式を発展させた事業として意義深い。これ溝(C・C・BOX)は、これまでの地中化さて、平成七年度から創設された電線共同

い欠点があった。

「四・五m」を備えていないと施工できなかっての・また、自治体管路方式は、占用者としての自治体が道路の下に電線類のための管路をの自治体が道路の下に電線類のための管路をの自治体が道路の下に電線類のための管路をでの域を出ることができず、工事がやりにくない欠点があった。

ようであり、 下埋設可能な変圧器の研究も進められている るを得ない。これについては、 電気の場合変圧器等の地上機器を置くスペー わ スが必要で、まさか車の走る車道に設置する のない道路での埋設も可能となることから地 なり、また、これまで施工不可能だった歩道 浅埋めできることになり、 けにもいかず、 -化できる地域が増えると期待している。 しかし、課題がないわけではない。まずは、 今回の電線共同溝は、 今後に期待したいと思う。 路外にスペースを確保せざ 車道下でも四○ 施工が非常に楽に 電力会社で地 cm (:

需要があれば、最寄りの変圧器等に遡って道の難しさである。仮に予定外の土地から新規要)が生じないような地域であれば問題ない要)が生じないような地域であれば問題ない要。既成市街地等で新たな引き込み(新規需要の場合の対応についてであ

ない課題と考えている。検討していく中で解決して行かなければならる。これらについては、今後事業を前向きにな交通の流れを阻害しかねないという点であ路を掘り返す必要が生じ、工事によって円滑

#### 六 最後に

得て、電柱や電線などで遮られない空間の創 こでも電線類の地中化を行ってはどうかと がら、ここに挙げた以外にも、 ろうか。 出に力を入れる時期にきているのではないだ 後世に伝えるという立場から、 やはり大和の美しい風土を、 う箇所というかエリアが浮かんでくる。 頂いてきたわけであるが、この稿を起こしな 内各地を誌上でうろうろしながらおつきあ ンサスならびに関係各位のご理解とご協力を まず電柱賛歌から始まった本稿ではあるが、 ここまで奈良の歴史を遡りながら、 より美しい形で あそこでもこ 住民のコンセ また県

# 特集/電線共同溝の整備等に関する特別措置法

# 電線共同溝の整備に係る地方からの期待=福島県

## 福島県土木部道路維持課長 高野

佳久

はじめに

野で急速に進展し二一世紀には広域的にネッ 行政、 等大きな潮流の変化に直面している。 報化、 大きな意義があるものと考えている 高度情報化を支援する社会基盤の整備推進に 法が成立したことは、 ための電線共同溝の整備等に関する特別措置 伴う高度情報化は、産業経済界はもとより ワークが形成されるものと予想される。 今日の、 こうしたなか、 情報処理・通信技術の飛躍的な発展等に 医療、 国際化の進展や本格的な高齢化の進行 我が国の社会経済は急速な高度情 家庭生活など社会のあらゆる分 高度情報化社会を支援する 情報ハイウェイの構築

> する自治体の意識やこの事業に特に熱心な幾 ここで、本県の概況と電線類の地中化に関

などについてそれぞれ角度を変えて紹介する。 つかの市町村 (地区) の取り組み状況と期待



写真1 み(福島市陳場町)



道行セ 95.5 33

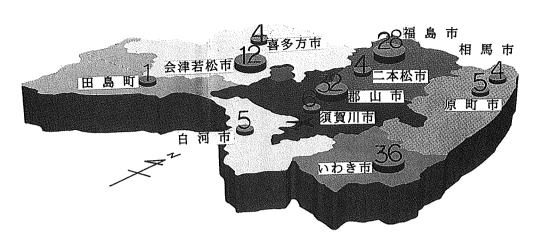


図 1 多極分散型県土構造 (人口;万人)

そう進展している。 業立地はめざましく、 済のソフト化・サービス化等を要因として関 12 連産業も着実な伸びを見せ、高度情報化がいっ 積を有しているとともに都市集積の拡大や経 加え、 「構造となっている。 また首都圏に二○○㎞ 高速交通体系の整備により近年の

東北地方随一の工業集

## 福島県の現況

ている。 羽山脈が縦断しているため、 広大な県土を有し、 スケールの都市が分散した多極分散型の県土 流が可能となるなど新たな発展を見せている。 港の開港により国内はもとより世界と直接交 り高速交通時代を迎え、 に集中することなく、 自動車道の整備の進展など高速交通ネットワー 、が一層整備され、 県人口二一〇万人。 本県は一三、七八一㎞という全国第三位 常磐自動車道の三郷~いわき間や、 風土、人情等を異にした地域特性を有し 浜通りの三地方に区分され、 昭和五〇年、 東に阿武隈高地、 更に平成五年三月福島空 都市機能は特定の都市 東北縦貫道の開通によ 県内各地にヒューマン 更に東北新幹線の開 縦に会津 それぞれ気 西に奥 常磐 中通

#### 表 1 市町村別電線類の地中化状況 (H7.3 現在)

と近接していること

単位:km 福島市 郡山市 会津若松市 いわき市 計 直轄国道 3.9 2.3 0.8 7.0 補助国道 1.3 1.3 道 1.8 1.0 0.4 3.2 市町村道 3.3 0.9 0.5 1.3 6.0 計 9.0 4.2 0.5 3.8 17.5

# 電線地中化の実施状況

でいるところである。 箇年計画により実施した県内の地中化延長は 一・一%であり、 七・五畑でその内訳は表1のとおりである。 かす 東北六県計で八二・五 昭和六一年度からの二期にわたる地中化 電線類の地中化は都市部から着実に進 とりわけ先進的とは言い難 km 本県のシェアは

# 四 県内市町村が寄せる期待

村余から提出され事業化に向けた意識が着実 街 中 町 に高揚している。 めているが実施要望 また現在、 との声は高いとは言えない状況にあった。 に優先すべき課題を抱えている」は五一% あ 比較的小さい町からの提案が特徴的であった。 (案) 化を ル の活性化が最も高く、 |接的効果では質の高い住環境の創出や商店 行障害の排除、 |接的効果としては景観の向上が最も高く ると考えている」と答えたのは四二 |村アンケートの調査」によると電線類の地 村 平 1 かし、その後事業効果等が徐々に浸透 成六年七月に県内全市町村(一〇市 へは九市四町村から要望があり、 に行った「電線類の地中化に関する市 スカイシティプロジェクトモデル事業 「最優先又は積極的に推進する課題で 次期五箇年計画に向けた作業を進 交通安全の向上の順であり、 (予定) 高度情報化のために は 一〇市一 |%、「他 五. 特に 八〇

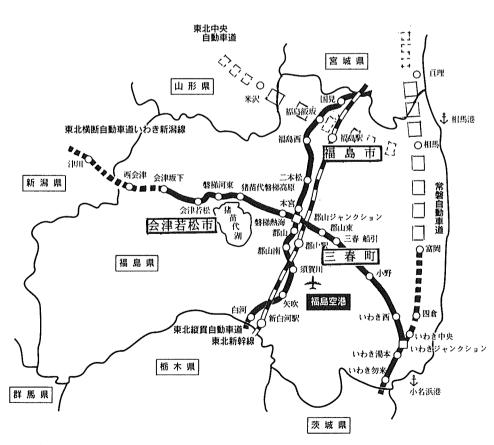


図 2 紹介市町村位置図

べ

へたい。

電線類地中化への取り組み状況について述

ここに「会津若松市」「三春町」

「福島市

#### 1 会津若松市の取り組み状況

ある。 として発展してきた歴史と伝統のあるまちで 済文化の中心都市で松平藩二三万石の城下町 南に位置し人口一二万人、 会津若松市は福島県の西部の会津盆地の東 会津地域の政治経

叮づくりとしては至徳元年

(一三八四年

図るため、 が 商店街は点在した街並みを構成し、 なかで整備されてきたが、 市街地の道路の骨格が形成され、 生氏郷、三島県令等の時代を経て現在の中心 葦名直盛が築城したのが始まりといわれ、 ) 21 こうしたことから、 不便なためか集客力が弱まってきている。 や 会津若松市長期総合計画「まちづ 「あいづ地方拠点都市地域・会津 中心市街地の活性化を 人々が集う施設や 歴史的な街並み 長い歴史の 歩行動線 蒲

若松市基本構想」において、

写真2 若松城(鶴ヶ城)

行空間 中化を提唱している。 なか観光」「出会いのまちづくり」を推進し 等会津若松市の魅力ある資源をい ようと、 のある中心市街地の再建を目指した「まち の確保と都市防災等のため電線類の地 歴史的背景を考慮し安全で快適な通

工事 である。 に進まず、 事業であり当初は関係事業者間の調整も順調 業で整備を推進している。 の人々も新しい道路空間に感激し、 地中化がされると街路樹も伸び伸びと天を仰 (中央通り) について平成五年度より補助事 市 木陰からみる空も青々となり地元商店街 |内の電線類の地中化は市道幹1---7号 は順調に進行している しかし、 地元商店街にも迷惑をかけたよう 少しずつではあるが電線の 市として初めての その後の

の準備をしている。 をうけて、 通り)も電線地中化の整備効果に大きな刺激 さらに、 この路線と連結する商店街 商店近代化事業を進めて行くため (神明

若松城 が書生として青春を過ごした会津若松駅から 世青春通り」 道の国道一一八号は、 人を設立して、 (鶴ヶ城)に至る米沢街道及び日光街 世界的に有名な医学者野口英世博士 と称する街 電線類の地中化を積極的に取 地元商店街が づくりをするため法 「野口英

かし、 賑わ



景観整備の要望の強い会津若松市内(国道118号)

いる。 り入れ街並みを再建したいと市に申し入れて

数多く残っている七日町の国道二五二号につ

更に越後街道として栄え明治大正の建物が

中化を図りながら街並みづくりまち起こしを いても地元保存会が主体となって電線類の地

このように会津若松市にあっては、

電線地

を考えている。 等の整備効果に市当局をはじめ地元商店街も 中化事業等による街並みの景観向上や活性化 積極的に推進している。 大きな期待をよせ官民

体となって整備推進

#### 2 三春町の取り組み状況

てい 阿 人口約二万人の町で特筆すべきは緑の資源で Ď, .武隈山地の西裾に位置する面積約七三㎞ 一春町は、 中心市街地は八方を風致地区に囲まれ 本県のほぼ中央、 郡山 市 の北東

H 民族資料館や郷土人形館等により、 を今に残し、 小さな城下町である。 恵まれた自然と豊かな文化が息づく山あいの その名が付けられたという美しい伝統をもち 三つの春が一度に訪れる里ということから、 して土蔵・土塀・寺社 春になると、 がれつつある 歴史がはぐくんだ文化は町歴史 梅 桃 三〇〇年余の城下町と ・城址等のたたずま 桜が 斉に咲き競い 後世へ受

REDERECEDENCIA DE CONTROL DE CONTR

により大きな変革を迎えようとしている。 また郡山地域テクノポリスや阿武隈開発など 越自動車道や、 |轄施工三春ダム等のプロジェクトを抱え、 この山あいの城下町も今年度開通予定の磐 このような大きな節目のなかで、 平成九年度完成予定の建設省

春らしさの確立」「中心商業の活性化」「既成 に基づいた「美しい町をつくる三春町景 街地整備基本計画を策定し、 の三つの課題を掲げ 平成元年に「三 城下町の この 観条例」 第一 心市街地の都市計画道路荒町新町線は重要幹 も弾みがつくものと期待している。 建設省より「うるおい・緑・景観モデル都市 公園都市』の実現に向け、 の指定をうけ、 レードアップし、 歩を踏み出し、 を制定した。 市街地整備基本計画をさらに 電線類の地中化の推進に 町の目指す都市像 また平成二年度には、 新たな街づくりの

一歴史

既に、

中

並みづくりを目指すときこの電線類の地中化

を進めており、

官民一

体となった美しい街

築行為の助言・指導等により良好な景観づく

町は景観条例施行から既に五年を経過し建

線類の地中化に着手する予定である。

線街路事業により平成元年度から事業を進め、 本年度からは県内の町村としては初めての電

に大きな期待を寄せている。

市

街地の都市基盤整備」

一春町市

魅力と活性を引きだそうと、



三春滝桜(樹齢1000年以上) "滝の桜に手は 写真4 ども、殿の桜で折られない"

図 3 町内の電線類の地中化のイメージ(都市計画街路 荒町新町線)

T ( )

# 福島市の取り組み状況

| づき|| |

世紀に向けた都心づくりの指針を

3

報 シミリによる事業化がなされ観光、 NF)を設立して、ビデオテックスやファク であるインフォメーションネットワーク など先行的な対応を図っており、 け周辺地域を含めた情報基盤の整備を進める 、レトピアモデル都市としての指定を受け、 県庁所在地である福島市は、 の都心部においては市総合計画基本構想に 世紀を目指し 社会教育情報等を提供している。 た情報拠点都市づくりに向 昭和六〇年に 第三セクター タウン情 また、 î

> 示し、 都市構想」を定めている。 た施策展開の方向づけのため その実現のため民間と行政が 「福島市24時間 体となっ

また、

平成五年には福島県の県北地域

一七

活圏 定され が を な生活空間を悠々たる緑の大地に展開する生 市 一町村が 創造するなど新たなまちづくりに更に拍車 かかった。 「美・遊・ 職 「福島地方拠点都市地域」として指 住 知 遊・学」の備わった総合的 ふるさとふくしま生活圏

た懇談会と考えている。

福島地区情報ハイウェイ懇談会

写真5

平成 7 年度からの事業予定箇所 (福島市本町レンガ通り)

議所・ 進する電線共同溝整備の具体的課題検討を進 期実現のための課題、 備状況、 INFの代表者を構成員として通信基盤の整 事事務所所長を座長に県・福島市・ 地方都市では初めて開催した。 地区情報ハイウェイ懇談会」を昨年一二月に 向けた課題をいち早く検討するための 高度情報化社会に向けた通信網の基盤整備に 機関でいろいろな施策が出されているなか、 めることとし既に懇談会は三回を数える。 市等で概ね一〇〇%と予定しており時宜を得 ○年までに県庁所在地の都市の主要エリア NTTは光ファイバ くりの方向性、 (ビジネスエリア)や人口一○万人以上の都 このような状況のなか、 東北電力福島支店・NTT福島支店・ 地中化事業に寄せる期待や事業の早 更に新たな制度の基に整備 ー網のカバー率を二〇〇 将来の情報化や都市 福島市 建設省福島工 (地区) 市商工会 「福島 は 推 ゔ

的に推進することで関係者の意識が高揚して 改築事業あるいは電線共同溝事業により積極 3 整備を拡大していくよう検討を進めており、 連続性やネットワークを形成しながら面的 整備路線の提案等があり、 さらに懇談会では重点的整備エリアや具体 従来のキャブと

写真6

(2)

電力・通信事業者等との協力体制の確立

## 五課題

さて、地中化に寄せる期待や活動状況について代表的な市町村をいくつか紹介したが、 をの他須賀川市いわき市など非常に熱心で積 をの他須賀川市いわき市など非常に熱心で積 をの他須賀川市いわき市など非常に熱心で積 上で解決すべき課題や今後検討を要する課題 上で解決すべき課題や今後検討を要する課題 か多くある。参考としてその幾つかを述べて

類地中化事業の連携の調整(1) 高度情報化のためのネットワークと電線

(4) 既存地下占用物件の移設に要する費用に(3) 移設補償の統一化

関すること

(6) トランスボックス等機器の構造のコンパ行的構造の規模の検討)

ること (7) 将来の新規参入者のための予備管に関す

クト化等構造の検討

工業 (8) 道路交通システム構築との総合的計画の

9 建設負担金徴収に関する事務の簡素化の

検討

⑪ 障害発生に関する監視システムの検討

# 六 おわりに

である で、 実現に向け積極的に整備推進して参りたいの 通信事業者をはじめ関係者の皆様と連携を図 さの時代を迎え、情報通信基盤の整備への 展、 りながら、 待は一層高まっており、 面する課題が山積しているが、経済社会の発 管理者自らのシステム構築やその展開等、 事業調整、 電線類地中化新五箇年計画の策定、具体的な 電線共同溝整備は始まったばかりである。 関係各位の一層の支援をお願いする次第 価値観の多様化等を背景にゆとりと豊か 二一世紀にふさわしい社会基盤の 道路交通情報の収集伝達など道路 地域の方々、電力・ 直 期



9447 1. AFF 3A

# 特集/電線共同溝の整備等に関する特別措置法

# 横浜市の道路における 電線類地中化と高度情報化への対応

# は、これででアルギャイノのメグ

横浜市道路局道路部管理課長 木村

潤

# 一横浜市の沿革

年前のことである。安政元年(一八五四年) な開港場に転身を遂げたのは、今から一三六 た横浜村が、幕府の対外政策によって国際的 では約三○㎞程である。市域面積は四三三・ している。 東京湾、 二〇㎞、人口は三、三〇三千人となっている (平成七年二月一日現在)。 日米和親条約 江戸時代の末期まで、一寒村に過ぎなかっ 横浜市は、 北は川崎市、西は町田市・大和市 南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接 横浜市の中心部から東京都心部ま 神奈川県の東端に位置し、東は (神奈川条約)に引き続き、

安政五年 (一八五八年) には日米修好通商条

時期をも経験しながら、港湾都市、産業都市関東大震災や戦災、戦後の接収などの苦難のとにより、安政六年(一八五九年)に、横浜港が開港されることとなった。この後外国文化への窓口となった横浜は、一つでは、一つでは、 
一の後外国文化への窓口となった横浜は、 
一の後外国文化への窓口となった横浜は、 
一の後外国文化への窓口となった横浜は、 
一の後外国文化への窓口となった横浜は、 
一の後外国文化への窓口となった横浜は、 
一の後外国文化への窓口となった横浜は、 
一の後外国文化への窓口となった横浜は、 
一の後外国文化への窓口となった横浜は、 
一の後外国文化の窓口となった。

いる。 核都市としてさらなる都市づくりをすすめて 核都市としてさらなる都市づくりをすすめて の横浜市は、国際性や文化性に富むその歴史 かつ住宅都市として歩みを続けてきた。今日

# 横浜市の道路に関する施策展開二 『ゆめはま二〇一〇プラン』と

本市では二〇一〇年を目標年次とした総合本市では二〇一〇年を目標年次とした総合 大年一二月に策定した。長期ビジョンにおい 大年一二月に策定した。長期ビジョンにおい 大年一二月に策定した。長期ビジョンにおい 大年一二月に策定した。長期ビジョンにおい では、『市民生活のすべてにわたり豊かさを 実現する』という『ゆめはま二〇一〇プラン』 の基本理念のもとに、将来の望ましい市民生 があ基本的方向を示している。また基本計画 では、長期ビジョンの基本的方向にもとづい では、長期ビジョンの基本的方向にもとづい では、長期ビジョンの基本的方向にもとづい

グプラン11、市民生活のあらゆる分野にわた

る施策・事業をとりまとめている。現在の整備水準をふまえて、二〇一〇年に至る豊かな暮らしをつくるプラン32について、

きな施策展開の柱に位置づけている。 じい水準の交通ネットワークを形成し、快適けられている。これは、大都市としてふさわけられている。これは、大都市としてふさわい水準の交通ネットワークを形成し、快適前述の『リーディングプラン11』の一つに、前述の『リーディングプラン11』の一つに、

① 最寄駅まで一五分の交通体系整備住宅地と最寄駅や幹線道路を連絡する地区幹線道路や駅前広場、バスターミナルを整備し、住宅地や鉄道駅周辺の道路混雑を緩和する。また、鉄道網の整備を混雑を緩和する。また、鉄道網の整備を拡充やバス専用・優先レーンの設置区間の拡大などをすすめ、市内のほとんどの地域で最寄駅へ概ね一五分で到達できるようにする。

② 都心まで三〇分で自動車で到達できるいまで概ね三〇分で自動車で到達できるがまで開ね三〇分で自動車で到達できるがまで表がでいる。 おいまで三〇分の交通体系整備

放射環状型のネットワークの形成によ

聞が読める程度に混雑緩和を図る。 にな動することができるようにする。 また、市内の鉄道路線の輸送力増強を また、市内の鉄道路線の輸送力増強を ができるようにする。

金国を連絡する高速自動車国道や首都結ぶ交通体系整備 2 全国各地、首都圏の主要都市や空港を

圏の主要な都市を連絡する広域的な道路

の整備を図る。

中距離電車の市内停車駅の増加や既存り、首都圏の主要な都市や空港に到達しり、首都圏の主要な都市や空港に到達しり、首都圏の主要な都市や空港に到達しり、首都圏の主要な都市や空港に到達しり、首都圏の主要な都市や空港に到達しい。

を図る。 民にとって利用しやすい国際空港の実現や新たな国際空港の実現を働きかけ、市

りつつ、次のような事業展開を行っている。ま二○一○プラン』の掲げる目標と整合をと横浜市道路局としては、これらの『ゆめは

① 首都圏の業務核都市としてふさわしい

- ② 混雑を緩和し、通勤通学など市民の移動時間の短縮を図るため、既設道路の改良や、道路と鉄道の立体交差化を進める。 と活環境の整備と市民生活の安全確保のため、私道対策の強化、電線類の地中化、隧道・道路がけへの防災対策と橋梁の架け替え・補修、歩道など交通安全確保の架け替え・補修、歩道など交通安全確保の架け替え・補修、歩道などを進める。

める。

# 現状と課題 横浜市における電線類地中化の

# (1) 単独管路方式・キャブシステム方式

(うちキャブ約一○㎞)、引続き平成三年度度までの五箇年基本構想に基づき約四○㎞おいて策定された昭和六一年度から平成二年ム方式により、関東地区電線地中化協議会に本市では、単独管路方式及びキャブシステ

理者の協力を得て、

本市で呼ぶところの

魅

線類地中化を積極的に進めるため、

各電線管

クライテリアに達しない箇所においても電

本市独自の促進事業

に併せて地中化を行ってきた。また本市の経

力ある道路づくり事業』などの道路整備

)「「などである」と、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、「大学では、

# 自治体管路方式

を図った。

本市では平成六年度に自治体管路方式を導
を図った。

### 3) 共同溝

業務・商業地区の集積を目指すみなとみら に21地区並びに計画的な住宅開発を図る港北 ニュータウン地区では、主要な幹線道路下に 下水道以外のほとんどの地下埋設物件をまと めて収容する供給管共同溝を敷設して掘り返 との防止を図るとともに、電線類の地中化を しの防止を図るとともに、電線類の地中化を はの防止を図るとともに、電線類の地中化を で約二・○㎞である。



写真 2 イセザキモール 時計のモニュメントは時間になると音楽を奏でる

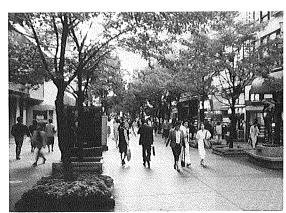


写真3 イセザキモール 電線がないので街路樹の 緑がのびのびとしている



写真 1 イセザキモール 商店街入口付近 電柱 がないのでアーチが映える

街活性化事業などとも連携して地中化を進め 済局が地元商店街とともに実施している商店

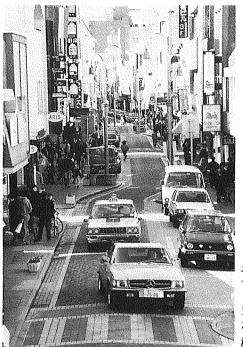
(5) 東京電力・NTTの電柱には他の電線管理

雑線類共同収容溝

者の電線が添架されていることがあり、 場合には東電柱・ NTT柱を抜くだけではこ この



写真5 元町商店街 セットバックと電線 類地中化により歩行者空間を確保



元町地区 電柱・電線がないすっ きりとした景観

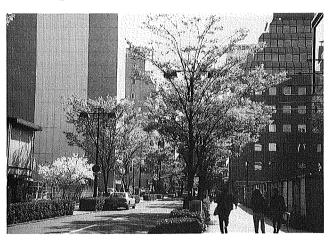


写真6 鶴見駅東口中央通り 余裕のある歩道はキャブシステム 方式により地中化

 $_{V}^{T}$ 共同性があって中にスペースを設ける余裕が ると思われる。 通信などニューメディアの進展により増加す れらの電線類が行き所を失ってしまうことに 感知器線等がある。 スロケーションシステム線、 これらの線類には、 LAN通信、 都市型CATV線、 キャブシステム方式のように また将来的にはビデオテッ カラオケ通信、 難視聴解消型CA 有線音楽放送線 信号線、 ソコ 車両 43



新横浜地区 横浜市の第二都心はビル化が進み歩 写真7 道も広い



近代的なビル街はよく手入れされた 新横浜地区 植栽や街路樹が美しい

が多

電線類地中化に関する今後の課題

はやはり電柱をなくすことであるという意見

# (6) 電線類地中化箇所の考え方

方式ではこれらも地中化しなければならない

東京電力・NTT以外の線類は小規模

ある場合は共同収容すればよいが、

単独管路

中化ニーズが高い都心・副都心・拠点地区 しやすい。 得やすく、 アを十分満たしていて各電線管理者の協力を ている。 人の多く集まる商店街などを重点的に選定し 電 線類地中化の箇所については、 般にこのような箇所はクライテリ かも防災・景観等の効果も認識 市民の 地

# (7) 電線類地中化に対する市民からの要望

電力・

NTTの地中化工事に併せて建設して

成三年度から着手しており

現在ま

でに約一五㎞を敷設した。

めて収容している。

本市ではこれらを便宜的

。雑線類共同収容溝』と呼んでおり、

一蓋がけU字溝

(管路の場合もある)

にまと

線類地中化を望む市民の声は最近非常に

が 一 が、 ほしい』という切実な市民要望がある。 リアを満たさない地域でも、 区画整理事業では必ずと言ってよいほど無電 高まっており、 は らに、多くの観光客が訪れる山手地区などで 待されている側面もあるように思われる。 状況において、 は沿道が市街化して歩道の拡幅整備が困 身の危険に直結するため、 いバス通りなどでは歩道上の電柱が歩行者の トとして強く意識されている。 柱化が前提になり、 も特にウエイトが高い。 の手紙』 住民による街づくり協議会が組織され 体となって環境の美化に取り組んでい 景観向上のポイントで一番効果があるの などによる道路局への要望の中で 歩道空間確保の肩代わりを期 本市の広聴手段である 良好な景観のキー 市街地再開発事業や 『電柱をなくして 既成市街地の狭 またクライテ -ポイン 市 地域 難 る 2

# 今後

が考えられる。 況を概説したが、 には大別してスペースとコストの二つの課題 以上、 本市の電線類地中化への取り組 一層の進捗を図るため B 状

地下電線設置空間の確保

# ▼スペースの問

整に時間がかかり、 余裕のある箇所を除いて、一般的には調 システムを設置できるような歩道幅員に 支障移設を伴うことが多くなる。 物件の間にスペースを見いだすためには ガス管等のすでに地下に埋設されている 下埋設物が輻湊している路線が多い本市 にとっては重要な課題である。上下水道 ンテナンスも非常に困難になる。 地下電線設置空間の確保は、 工事が複雑となりメ すでに地 キャブ

望まれる。 展開には共同収容設備のコンパクト化が 五. る路線は少なく、 しているが、このような広い歩道を有す る地中化手法を開発する必要がある。 と将来的にはより狭い歩道でも施工でき ているが、 との合意を前提に地中化箇所の選定をし 道路は地中化をしないという電線管理者 現在のところ歩道幅員二・五m未満の m程度の歩道幅員があるところで実施 キャブシステム方式は原則として三・ 景観面や住民要望等を考える 電線類地中化の一層の

TRI KRIKI KIRIKA KARIKA KA

ため、 狭い歩道での電線類地中化に対処する 本市では道路設備を行う際にあら

を出ていない。

売に差し支えることもあり、

地域の合意



写真9 環状 2 号線上永谷地区 環状 2 号線は横浜市の最 重点路線で無電柱化を図る

ぞれに難しい点もあり、 確保など、歩道上の無電柱化に向けてさ はないが沿道住民の協力を得て電柱を民 容溝』の整備や、 のみをまとめて収容する 電系のケーブル(NTT線及び雑線類 有地に移設することによる歩行者空間 下の占用物件の位置決めを行ったり、 かじめ将来の電線類地中化を想定した地 まざまな努力・工夫をしているが、 また電線類の地中化で いまだ試行の域 『通信線共同収 それ 弱

# 2 地上機器設置空間の確保

になる可能性もある。またこれらの位置 かなりのスペースをとるため、場所によっ 所を除き、 これらの機器が民有地側へ収容できる箇 があるか、 も頭の痛い問題で、 は通行人ばかりでなく沿道住民にとって ては電柱よりもかえって通行人のじゃま 地上機器設置空間の確保も、 大きな問題となる。 あるいは沿道がビル化されて 商店街等では直接商 歩道上に 広い歩道

写真10 環状 2 号線上永谷地区 (写真 9 の反対側)

形成が難しい。

量の削減 地上機器類・地中附属物の縮小化・数

捗が望まれる。前述の地下と地上のスペ 響を及ぼす大事な課題であって早急な進 難としても長期的な視点でこれらのコン までは公益企業者間の調整や沿道住民と ス確保とも密接に関連するが、 3 の研究開発努力に期待するところではあ クト化等を図る必要がある。 一調整は限界がある。 一の削減については、 地上機器類・地中附属物の縮小化 これからの電線類地中化全体に影 短期的な成果は困 主に電線管理者側 現状のま 数

# ▼コストの問題

① 地上機器類・地中附属物のコストダウ

余地は多い。 路管理者側もキャブの縮小化など研究のの研究開発に期待せざるを得ないが、道の研究開発に期待せざるを得ないが、道

大きなポイントである。道路管理上の埋浅層埋設による工事費用軽減の問題も② 浅層埋設による工事費用軽減

合でもキャブシステム方式の場合でも費置を浅くすることは、単独管路方式の場設物土被りの許容範囲内で管路の埋設位

一していく必要があると思われる。 「玉突き移設」に対する補償の二つの課 「玉突き移設」に対する補償の二つの課 があるが、費用負担の主体や方法を統 があるが、費用負担の主体や方法を統

位置づけられている。

3

削減が可能になる。

# 忍心横浜市における高度情報化への

四

四万人の市民が市外へ通勤・通学しており、四万人の市民が市外へ通勤・通学しており、大都市にしてはアンバランスとも思える就業の流出がみられる。本市では、市民ができるだけ多く市内に就業の場を持つようになるこだけ多く市内に就業の場を持つようになることが、市民生活のゆとりや横浜経済の活性化とが、市民生活のゆとりや横浜経済の活性化に結び付くだけではなく、首都圏の諸機能の配置の見地からも望ましいことだと考えている。

び副次核都市を戦略的に育成し、これらの核京中心部の周辺の地域において業務核都市及良りわけ首都圏基本計画においては、『東

おらに、

平成六年一二月策定の総合計画

\_ VO

めはま二〇一〇プラン』では、

高度情報都市

市は自立都市圏の核となる業務核都市として都市的サービスの充足等の確保された地域社会(=「自立都市圏」)の形成を図り、東京会(=「自立都市圏」)の形成を図り、東京会(=「自立都市圏」)の形成を図り、東京がお市圏をこれらの圏域の連合体として再構を高め、職住近接、

のためには、 ③港北ニュータウン・タウンセンター地区の ると考えられる。 並んで、 業の場の確保、 を含む都心地域について『ニューメディア・ て昭和五九年一○月にはみなとみらい21地区 整備を図っているところである。 三拠点を重点整備地区とし、高度通信基盤の は①みなとみらい21・周辺地区②新横浜地区 シティ』として指定されている。この計画で 六二年三月にその全域を『インテリジェント みなとみらい21事業区域及びその周辺地 コミュニティ』、 『テレトピア』として指定された経緯がある。 業務核都市に期待される諸機能の集積、 情報通信機能の充実を図る必要があ いわゆる都市基盤施設の整備と 高次の都市的サービスの提供 さらに昭和六○年三月には 本市では、 建設省より昭和 また、 遡っ 就 ある。の形成を施策のひとつに掲げているところで

0 機能を収容するコミュニケーションセンター られている。また、各種の情報通信のセンター 業間のネットワーク運用など多彩な展開がみ 社による国際通信センターの開業、 意味でも象徴的なみなとみらい21地区及びそ ユ の一環として、 構造を目指すための業務市街地の造成という '建設も計画されている' Ì )周辺では、みなとみらい21テレポート計画 本市 ビジョン)のサービス展開、 また多核多圏域型による首都圏の地 内においての就業の場の確保という面 都市型映像情報システム 国際電話会 地域の企 域

方、平成六年五月の電気通信審議会答申

# 道路空間と高度情報化

3.

五

System) として提唱している路車間システ 関 ム等の開発が注目される。 交通の管理の側面からの道路交通の高度化に 報化を考えるとき、 一一月九日休から一一日出にかけて本市のパ (ARTS=Advanced Road Transportation の通り道としての道路空間は重要な意味を しては、 市 さらに、 內 あるいは都市 建 一設省 道路利用者の立場や、 特に有線系の場合は、 ゕ゙゚ 次世代交通システム 間の諸機能の高度情 本年 (平成七年) 道路

> その成果に期待するものである 議 交流の場であり、 化等についての研究発表、 シフィコ横浜で開催される ント化に関する技術やその実用化、 (=Intelligent Transport Systems) 55横浜』は、 道路と自動車のインテリジェ 開催地である本市としても 討論、 「第二回」 情報交換、 国際標準 世界会 I T S

溝の施策展開の準備を進めているところであが着目されるにあたり、建設省では電線共同トワークを収容するという意味での道路空間トワークを収容するという意味での道路空間の上の大口を収容するという意味での道路空間

請も高まっている

# 六 電線共同溝の整備について

要があ あり、 立には、 等の課題を抱えている。 性や都市景観の整備向上を目指して順次進め の首都圏形成と業務核都市としての横浜の自 ている電線類の地中化は、 すでにふれたように、 7 情報通信の基盤整備は極めて重要で jν 、チメディア時代への対応を急ぐ必 一方、 道路の安全性、 スペースとコスト 多核多圈域型 快適

これらの状況を考えると、平成七年度から

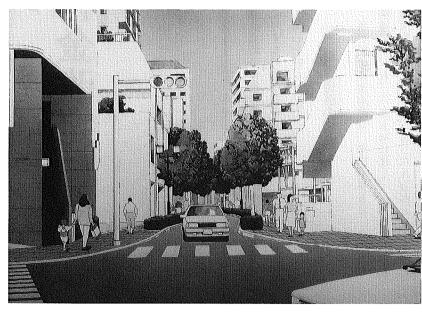
柱や、 電線共同溝には、 の当たりにされており、 負担軽減等により処方箋を示しているところ して施設のコンパクト化・浅層埋設、 が反映されており、 震災においては、 れるものは大きい。また、 であり、電線類地中化の促進策として期待さ にこれらに伴う建設費の低減・電線管理者の の新規事業として建設省より提唱されてい すだれのように垂れ下がった電線が目 折れたりあるいは倒れた電 時代の高度情報化への かつ従来手法の課題に 都市防災面からの要 先の阪神・ 淡路大 ならび 潮流

れる。 柔軟な整備手法を可能とするものであること 柱化) が望ましい。 0 るであろう諸細則が、 方向へ順次移行していくことになると考えら 位置づけられている電線共同溝が主体となる 日公布)によって本市の電線類地中化 |制定(平成七年三月一七日成立、三月二三 『電線共同溝の整備等に関する特別措置法! このためには、 事業も、 道路法上の施設として明確 今後引き続き整備され 即地的な条件に対して (無電

選択して進めてきたが、平成七年度以降はこ線類共同収容溝等各種の手法を状況に応じて単独管路・キャブシステム・自治体管路・雑



写真11 「くらしのみちづくり事業」 伊勢佐木長者町地区の現況



「くらしのみちづ くり事業」伊勢佐 木長者町地区イメ ージ図

である。

線類地中化の促進に結び付くよう期待したい。 業参加がしやすい環境が形成され、 順調に進み、 定に引き続き、これを支える諸規定の整備 本市としては、 これによって電線管理者等の事 電線共同溝に係る新法の制 円滑な電

平成七年度の整備箇所は、

目下『くらしのみ

部の工事に着手していきたいと考えている。

設計内容等を検証する意味も含めて、

策定を急ぐとともに、

併せて電線共同溝の計

一年度)の初年度として、

整備路線計画

らびに第三期電線類地中化計画 (平成七年度~

また平成七年度は電線共同溝事業の導入な

ちづくり事業』区域内の一路線を想定してい

るところである。

などについて、その検討や移行にかかる手法 溝事業と棲み分けるか、 かにして停滞させずに円滑に新しい電線共同 れらの従来からの電線類地中化の手法を、 これらに係る関係者間の調整が必要 あるいは統合する

# 高速道路の料金改定について

日本道路公団業務企画課

いる。 定められている現行の車種間料金比率を平成九年 車種に係る料金水準の改定 (平均七・二%) を実 実施された。すなわち、今回の改定は、当初、 認可され、平成七年四月一〇日にその第一段階が め、三段階の改定となること等を主な内容として 月一六日までに段階的に本来比率に移行するた 高速道路の料金改定は、 中型車及び大型車については、暫定比率で 平成六年九月二〇日に 全

的な批判とともに、 同時期に相次いだ公共料金の引上げに対する全般 進行する消費市場の動向などを背景として、 間企業のおかれている厳しい環境や、 明感の漂う右下がりの経済状況の下に行われ、民 今回の料金改定は、バブル崩壊後の先行き不透 計画目標のほぼ半ばに達した 価格破壊が 、ほぼ

> 的関心を呼んだ。 に対する対応が求められるなど、極めて高い国民 高速道路の今後の整備について、 中長期的な課題

# 高速道路の現況

利便性の向上を一因とする人口や雇用機会の増加 開通延長が五、六九五㎞に達し、一日当たりの利 なっていることから、 与しており、 我が国全体の社会、 計画延長一一、五二〇㎞の四九%に過ぎないが、 割増となっている。高速道路の整備状況は、 の料金改定が実施された平成元年度と比べ、約四 用台数も平成六年度では三六八万台となり、 我が国の高速道路は、平成七年五月一日現在で 国民生活に必要不可欠な社会資本と 経済、 高速道路整備による生活の 文化の発展に大いに寄 未だ 前回

> 与することなど、計画的な整備に対する期待は引 ゃ き続き大きいものがある。 都市・ 地方を通じた国土の均衡ある発展に寄

# 料金改定の必要性

# 現行償還計画の前提条件の変化

ととされている(道路整備特別措置法)。 下に運輸・建設両大臣の認可を受けて決定するこ 料金水準でなければならないとする、 を償還するために必要な額であって、 - 償還主義」と「公正妥当主義」の二つの原則の 高速道路の料金は、建設や管理に要する費用等 公正妥当な いわゆる

速道路の建設費の他、

これら対象路線の収支を併合して一体として計算 費、 に当たって対象とする路線の範囲は、 する仕組みとなっている。 団が建設大臣から施行命令を受けた全路線とし、 金を定めなければならないこととされ、 借入金に係る利息等の全費用を償うよう、 日本道路公 その算定 料

その後 +一五〇円 (普通車) で設定されたものであるが 対象路線六、 金改定など)が求められることになる。 見直しと様々な対応策 るいは交通量といった要因が変動すると、 したり、 さて、従来の料金は、 したがって、この算定の対象となる路線が増加 その内訳である建設費、 四 一 km (費用節減、 平成元年六月一日に償還 料金水準二三・〇円 管理費、 国費助成 採算の 利息あ / km 料

- 1 等において混雑緩和を目的とした拡幅等の事 業に着手したことにより、 上野原間)、東北自動車道(鹿沼~宇都宮間 加わったこと、また、中央自動車道(大月 る費用が増加したこと 新たに整備すべき路線として、二九三㎞が 建設、 改良に要す
- 3 2 設の拡充等によるサービス水準の向上や、 層の交通安全対策の実施により、管理に要す により建設に要する費用が上昇したこと 渋滞対策の推進、 環境対策の要請の高まり、 情報提供の充実、 用地費の高騰等 休憩施

等 料金設定時の諸条件が変化した。 る費用が上昇したこと

## 2 新たな施行命令

た。 新たに一、 一一月一九日に建設大臣から日本道路公団に対し、 このような前提条件の変化に加えて、平成五年 一八四㎞の路線の施行命令が発せられ

場合、従来の料金水準では将来の高速道路ネット となった。 ワーク全体を計画的に建設・管理することが困難 れることとなったため、 での事業費に対し、約一○兆円の事業費が追加さ 道であり、これにより約二〇兆円であったこれま 名神や当面の間多くの交通量が見込めない横断 これらの路線は多額の事業費を要する第二東名 本格的に事業に着手した

### 3 採算改善方策

費助成の強化、償還期間の四〇年への延長等の対 めに、新たな技術開発や料金所の入口自動化等に 保することが難しい状況であった。 策を講じることとしたが、なお、 よる建設費・管理費の一層の節減を図るほか、 こうした状況変化のもとで採算性を確保するた 長期的収支を確 玉

# 料金改定の経緯

%とする内容の料金改定の認可申請を行った。 に対し、同年七月一日実施、平均改定率一〇・六 を図り、 者物価の上昇率を考慮し、暫定施工の採用などの なご意見を承った。こうした意見を受けて、 月八日諮問、平成六年四月六日意見書提出)を踏 が必要となったことから、 初期投資の節減等の施策を講じて、 てご意見を承る会」を開催し、 まえて、全国一一箇所で「高速道路の料金につい ある料金検討委員会での検討結果(平成五年一二 公共料金の相次ぐ値上げに対する批判が沸き起こ ㎞の高速道路を計画的に整備するために料金改定 しかしながら、 公団としては、 羽田内閣 平成六年四月二六日に運輸・ (当時) は五月二〇日に「公共料金 現下の厳しい経済情勢のもと 新たな路線を加えた七、 総裁の私的諮問機関で お客様からの様 改定率の抑制 建設両大臣 八八七 消費

除き、本年中は公共料金の引上げを実施しないと 既に政府において決定又は認可が行われたものを の取扱いに関する当面の措置について」として、 いう閣議了解を行った。

料金改定に反対する意見が、 促進を求める意見と、 公聴会においては、 また、五月二四日に運輸・建設両省が開催した 地方の立場から高速道路整備 厳しい経済情勢下における 対立する形で出され

### 料金改定の経緯

見が出された。 の合理化や利用者サービス向上を求める厳しい意 料金改定に賛成の公述人からも公団の一層

このような状況を背景として、

いて報告するよう指示があり、 やサービス向上等へ向けた具体的な取り組みにつ 建設大臣から公団総裁に対し、一層の経営合理化 公団では直ちに、

五月二七日には 組織を挙げて、 新たな発想のもとに今後の事業の

平成七年 平成六年 平成五年 二月 五月 四月 四月一〇日 四月一八日 五月二〇日 九月 八月 四月二六日 七月二六日 五月三一日 <u>{</u> 三 目 月 二四日 二〇日 六日 九日 公団、 開催。 公団、 料金改定実施 公団、 総裁、 物価安定政策会議特別部会 物価問題閣僚会議において「公共料金の取り扱いに関する基本方針 料金検討委員会から総裁に対して、 物価問題関係閣僚会議 閣僚懇談会において、関係省庁で事業の総点検を実施し、物価問題 運輸・建設省、公聴会開催 公共料金の年内値上げ実施見送り(閣議了解)。 受ける。 運輸・建設両大臣、 物価問題関係閣僚会議において了承。 関係閣僚会議に報告することで同意 平均改定率 「必要最小限の値上げやむなし」の意見取りまとめ (平成六年七月一日実施) 「公共料金にかかる事業の総点検について」申し合わせ 料金検討委員会へ諮問 (ただし、平成八年一月一五日まで 運輸・建設両大臣に対して料金改定の認可申請 全国一一箇所で「高速道路の料金についてご意見を承る会」を 建設大臣から第二東名・名神等一、 平均改定率 (ただし、平成七年六月三〇日まで 九・七% 平成九年一月一五日まで 料金改定認可 一〇・六% 意見書提出 項 八・五% 一八四㎞の新規施行命令を 七:二% 内閣 村 内 閣 羽田内閣 細 Ш 内 閣 Ш

> 置し、業務の運営全般にわたり総点検を行い、 進め方を見直すため、「合理化推進委員会」 題に関する関係閣僚会議に報告を行い、 公団事業の総点検を実施し、 運輸・建設両大臣は、 体的方策の検討を進め、 討結果を取りまとめ、 公団からの報告に基づき 建設大臣に報告を行った。 経営合理化の方策等の検 七月二六日に物価間 同会議 を設 具

その主な内容は次のとおりである。

おいて了承された。

# 経営の合理化

・これまでにない経営合理化が必要という認識 等の新たな合理化計画の策定による業務執行 に立った、組織、 の効率化。 職員数の更なる抑制を図る

を図る。 削減を図る。そのため、 より徹底したコスト意識のもとに一 ある施策等についても、 能性を踏まえ、 技術的に未だ研究開発途上に 更なる技術開発の可 可能な限り早期実施 層の経費

### 2 サービス向上策

料金所におけるノンストップ化への開発強化 ス向上策に積極的かつ重点的に取り組む。 や所要時間表示等の道路交通情報提供の充実 各方面の意見をできるだけ取り入れつつ、 利用者の立場に立ったきめ細かなサー ٤

3

公団事業の透明性を確保し、

国民の理解を

# 得るための方策

けで運輸・ での慎重な検討を経た後、 ない。」との意見が取りまとめられる等政府内部 安定政策会議特別部会において「経営の合理化を に関する関係閣僚会議において了承され、 前提としたうえで必要最小限の値上げはやむをえ その後、 業の透明性を一層高めるとともに、 制度及び公団事業に対する理解を得るための 広報・広聴活動の一層の充実を図る。 公団業務に対する理解を得るため、 八月八日の首相の私的諮問機関の物価 建設両大臣から料金改定の認可がなさ 九月二〇日、 物価問 有料道路 同日付 更に事 題

れた。

四

料金改定の内容

請

滞が発生しないと予想される区間を暫定施工とす の対応としては、先に上げた経費節減方策ととも 申請時における暫定施工区間に加え、

申 削減によることとした。 るなど事業計画の見直しによる更なる初期投資の

これらにより最終的な全車種平均の改定率は、 の一○・六%から九・七%となる(表1・2)。

実施時期の先送りや改定率の抑制による減収へ 当面渋

減額は、

建設費約一 申請、

この結果、

総点検、 兆二千億円、

認可を通じた経費節

管理費年間約二

・平成

これらの車種への急激な負担増に配慮して、 現在適用している暫定車種間料金比率については、

八年一月一六日からその半分について解消し、

年後に暫定比率を全て解消することとした。

最終的な改定率となる。中型車、大型車に対して

軽自動車、

普通車及び特大車については、これが

らに

丞	マー 単性间に半					
		軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車
Į	見行	0.8	1.0	1.06	1.55	2.75
申	平成6年7月1日~	0.0	1.0	1.13	1.6	2.75
請	平成7年7月1日~	0.8	1.0	1.2	1.65	2.13
認	平成7年4月10日~			1.06	1.55	
	平成8年1月16日~	0.8	1.0	1.13	1.6	2.75
可	平成9年1月16日~			1.2	1.65	

普 通 車 中 型 車

7.2%

(申請

二四・八円)とした。これにより、当初の改定率

は全車種七・二% (申請八・○%) に圧縮された。

通車のキロ当たりの料金水準を二四・六円

実施時期は、平成七年四月一〇日からとし、普

実施時期及び料金水準等

### 表 2 当初改定率

平成7年4月10日~

11011 1 - 74-011	11-70	,0	,			
最終改定率						
	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車	全車種
平成9年1月16日~	7.2%	7.2%	(13.5%) 19.8%	(10.4%) 13.6%	7.2%	( 8.5%) 9.7%

7.2%

大型車

7.2%

特 大 車

7.2%

車

7.2%

書きは、平成8年1月16日から平成9年1月15日まで。

高割引ハイウェイカードの発売

軽自動車

7.2%

○○億円となった。

## 2 その他の主な改定内容

1

長距離逓減制の継続

を継続させた料金の算定、 する有料道路であって、 速道路の利用において、 島岩国道路又は本州四国連絡道路を介する高 たは連続的な料金収受により、 般有料道路の笹谷トンネル、 高速道路と同様の高速交通サービスを提供 これを継続して適用 高速道路と一体的ま 収受が可能である 長距離逓減制 京葉道路、 広

料金改定の実施前に発行した回数券につい

回数券の継続使用

千円の利用が可能)を発売する(表3)。 いて小口利用者に対する割引拡充の要請が多 )割引を付加した五万円券 出されたことを受けて、 従来の券種に加え、ご意見を承る会等にお 新たに一三・八% (五万円で五万八

3 する。 ては、料金改定の実施後六ヶ月間差額支払 なしで、そのまま利用できることとした。

52 道行セ 95.5 あった。

35 2 V	イソエイルー	「一一一一一一
販 売 額	利用可能額	割引率
5,000 円	5,200 円	3.8%
10,000 円	10,500 円	4.8%
30,000 円	32,500 円	7.7%
50,000 円	58,000 円	13.8%

はじめとする民間の有識者で構成される「経営改

善委員会」を設置し、

寄せられた様々な意見や批判を踏まえて、

今回の改定に当たり、公団では、

国民各層から

き経営の合理化に取り組んでいくため、

経済界を 引き続

### 4 障害者割引の拡充

下の割引を行う (平成六年一〇月一日実施)。 乗し、その介護者が運転する場合に五○%以 の身体障害者若しくは重度の精神薄弱者が同 が浸透してきたことを受け、割引対象を拡大 営むことができるようにすべきとする考え方) 社会生活を可能な限り一般市民と同じように ゼイション」の考え方(障害者が日常生活や 障害者福祉の基本理念として「ノーマライ 身体障害者が自ら運転する場合又は重度

### おわりに

る場合に限る等一定の要件を課している。 人又は障害者と生計を一にするものが保有す

なお、

利用する自動車について、障害者本

る諸情勢は、 このように、 従来にも増して極めて厳しいものが 今回の高速道路の料金改定をめぐ

> 2 経費節減 事業執行の効率化

3 サービスの向上

4 公団の事業の透明性の向上

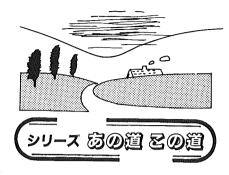
向上を図ることとしている。 イウェイ利用懇談会」を設置し、一層のサービス 各方面の利用者団体等の代表から意見を承る「ハ について各界から幅広いご意見を承るとともに、 (5) その他事業運営等に関すること

民の理解が得られるよう主体的な取り組みを継続 もに、 的に行っていくことが重要であると考えている。 路の早期整備に対する強い要望に応えていくとと について、すでに検討が開始されている。 建設及び管理を含めた、有料道路制度のあり方等 された意見等を背景として、今後の高速道路等の おいては、料金認可までの過程で各方面から指摘 た事業に本格的に着手し、全国各地からの高速道 また、 今後、公団としては、 事業の透明性を高め、 先にあげた経営合理化方策等を着実に実施 建設大臣の諮問機関である道路審議会に 新たに施行命令が出され 公団の事業に対する国



### 時を超えた道づくり

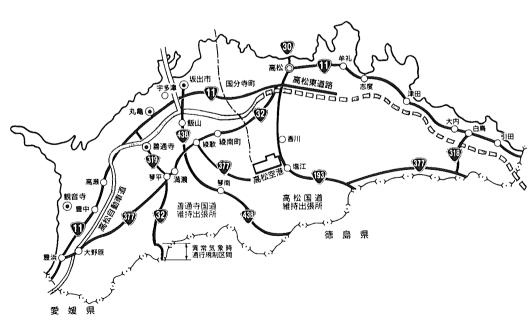
### 〈大久保道路〉



### 建設省四国地方建設局道路部路政課

最高峰石槌山 紹介しようかと悩みましたが 所・旧跡から『青い国・四国』 長い歴史の中で造りだされた名 気候、変化に富んだ自然景観や 独特な風土が造りだした温暖な の険峻な山々がつらなるという に囲まれ、中央部には西日本の 道」の執筆依頼に際し、どこを まれているところです。 の観光キャッチフレーズで親し m)を筆頭に、二、〇〇〇m級 周りに眼を転じると、 今回「シリーズ/あの道この 東は紀伊水道、 南は太平洋と四方を海 (標高一、 北は瀬

「四国」はその名のとおり、 徳島県(阿波)、香川県(讃岐)、 愛媛県(伊予)、高知県(土佐) の四県で構成され、面積は一万 の、〇〇〇㎞(国土面積の約五 、で、四二〇万人(全人口の 約三・四%)の人が住んでいま



位置図

E1 潜行 b OF F

はじめに

九号)と呼ばれているものにつ 保道路」(一般国道三二・三二 歴史的に由緒があり俗に「大久 いて紹介させていただきます。

## こんぴら道

ピーラで、航海・交通の守護神 事情は他の地方に比べて立ち遅 だったことと、 したことによりひろまり、 を海上安全の守護神として信仰 を根城とする海賊たちがこの神 と崇められたが、讃岐塩飽七島 ンド・ガンジス川の鰐神クン した。琴平の金比羅大権現はイ れていました。 いる地形的制約とにより、 山地によって南北に分断されて の洗練により海上交通が主役 港湾の発達と、造船・操船技術 する海賊 域でしたが、瀬戸内海を中心と (香川県)の〝こんぴら道〟で 道のうち、 古代の四国は、 (水軍)の暗躍による 唯一 肩身の狭い四国 険しい四国中央 総じて先進地 例外が讃岐 道路 全国

> が計画・推進した四国新道に 良されたのが、 よってでした。 ち遅れた陸上交通が飛躍的に改 れる程度のものでした。この立 えた、せいぜい馬車・荷車が通 るほどでした。しかし、こうし べての道は金比羅へ』と言われ 諺がありますが、当地では『す の道はローマに通じる』という るようになりました。パすべて た道も、今で言う歩道に毛のは 『大久保諶之丞 讃岐の先覚者 (香川県議)』

### 四国新道

視野と将来を見通す卓抜した先 を受継いだ諶之丞は、 どに尽くすことを家訓としてき 拓や殖産興業・地域奉仕活動な 大久保家は、伝統的に新田の開 年) 八月一六日に生まれました。 男として、嘉永二年(一八四九 県三豊郡財田町)の名望家の三 郡財田上ノ村奥尾谷 た篤農の家柄であり、 大久保諶之丞は、 讃岐国三野 (現・香川 その資質 常に広い

津々浦々から参詣客が押しかけ

当時、

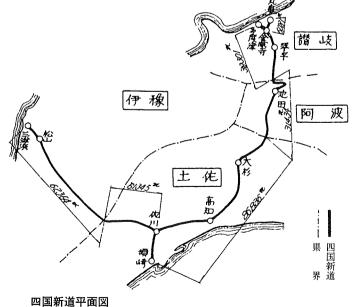
讃岐の交通の中心は高

眼を向けると山あり谷ありの往

後背に

建設に努力しました。 開拓移住など数多くの公益事業 見の明、そして並々ならぬ実行 ワークとも言うべき四国新道の けて提唱するとともに、ライフ や香川用水の発想を時代に先駆 に参画するとともに、 力をもって、讃岐鉄道・北海道 本四架橋

が これは東讃の幹線をなすもので、 道筋は恵まれていたが、 えることは、 備されていました。全般的に言 西讃では琴平が中心で、各街道 街道が四方に通じていましたが、 松であり、ここを起点として各 :金刀比羅宮の参詣道として整ことのほど 海に顔を向けた街



で、行動に移るのも早かった。

や商業の概要、需要品の過不足

を遮り、 状態でした。 て、人が通るのもやっとという り先の幅は三・四尺と狭くなっ れる道はほんのわずか。それよ ねり高低差も激しく、車馬の通 国の屋根となって険峻が行く手 ほとんどの道は曲 りく

「四国全域にわたるこうした

く。

それがかなわぬ時は、草履

間ぐらい)で距離をはかってい

次いで梵天をたてて間縄(六○

方位盤で目標地点の角度を計り

来となり、各県境においては四

計画は、 を説得することはできぬとの思 実体を把握しておかねば、 容易ではなかったようです。そ 賛同者・協力者を求めることは 想はけたはずれに遠大すぎて、 当時の通念からすれば、 に伸びるルートでした。しかし、 岡を通過、さらに大杉から高知 吉野川の上流に沿って土佐・長 鼻峠を越え、阿波池田に達し、 港から金蔵寺・琴平を経て猪 たのが、四国新道でした。彼の ぬ……」という思いから生まれ 不便さを何とか打開せねばなら こで已自身が沿道となる地域の 先ず丸亀・多度津の両 新道構 他人

で真北を定め、日が昇ると半円 た。 識を頼りに、 専門の測量技術師の手を借りる 緯度を測定しておき、杖先羅針 までに至らず、独学で培った知 かさねられ、夜は先ず、象眼儀で 測量は慎重の上にも慎重が 測量の旅に出まし

物産・工芸等の品目とその販路 ら反別耕地、 近を眺望しつつ工事の難易を観 眼鏡)を手に、 戸 村 るものがあったようです。) 単に書きましたが、想像を絶す 測するといった具合です。 ンドレーベル(手持ち高低測量 、数・人口はもとより、 そのうえ彼の調査では、 々の地形・地質・脈絡河川 山林にはじまって 山川の高低・遠 狩猟 各

> が克明に収集され、後の人々を 仰・人情風俗に至るまでの情報 はては教育・衛生環境から信 驚かしたものです。 村民の蓄財状況と租税の当否、

こうして初めて大久保私案が

明らかにされたのは明治一七年 しました。 次に掲げる申合書の内容で合意 する取扱い方を協議した結果、 おいて一堂に会し、膝をまじえ 月一六日には各県当局は徳島に て四国新道開削工事の陳情に関 (一八八四年) 一一月、 翌年一

、徳島県三好郡西山村の内 高さ二十間を切り下げ、 字猪ノ鼻峠越えにおいて 配に下ること。 渡場に至るまで平均一寸勾 配に下り、さらには池田町 で迂路をとり、 れより同駒野板橋に至るま 平均四寸勾 7

、道巾三間以上、並木敷一 だし石垣をもって土留をな 間づつとし、溝敷は実地に ついて適宜定むること。た

加された。

とあるべし。 す所は、並木敷を廃するこ

ے ع 橋梁は内法巾一 一間以上の

、通過動荷重橋梁長は一尺

、阿・土国界字境谷橋梁は、 知県より支出すること。 と。ただし費金は折半を高 徳島県において施工するこ ごとに半屯と定む。

側で適宜定めること。 越えの都合により、徳島県 付けは、山城谷村字大ボケ 阿・土国境道路の高低取

ら里程を実測する。あるいはハ となく、一歩一歩と暗記しなが ばきの歩調をいささかも乱すこ

、目論見・予算表、 主務省へ進達に至らしむる 各県会の決議を経て、その は、 すべて本年十月までに 図面等

ことがわかります。 配・橋梁の構造から各県分担ま との内容で、 かなり具体的に論議された 道路幅員・

らない大きな計画が、 さらにこの席で、忘れてはな 新たに追

これまでは瀬戸内海から太平

な幅員で、

自動車のなかった時

代を考えると、将来の交通体系

最大七間(一二・六m)の広大の最小三・五間(六・四m)、



工事中の四国新道

勾配、 〈市民権〉を得るに至っていな 起工式にも発揮されました。新 と迅速な手腕のなせるわざは、 ない立派なものでした。 令」と対比して、些かの遜色も 点において、現在の「道路構造 に値するものがあります。また、 の変化を予期した先見性は特筆 ンセンサスを得ようと、金刀比 かりな演出で、万民の理解とコ いため、人々の意表をつく大掛 は得たものの、未だ広く一般の 計画について、為政者側の認知 諶之丞の周到かつ細心な配慮 曲率、 線形などすべての

> 綿細工が研を競いました。町内 高張り、軒先に並んだお染久松 りはじめるのでした。 手に鍬をとって、いっせいに踊 それより敵味方の区別なく手に 伏せられて相手の論陣に降り、 を散らす。遂には反対派が説き に入り細にうがった舌戦の火花 金銀飛車角があとを受けて、微 兵が争論を開始します。桂馬は もののふた手に別れ、双方の歩 開削を是とするものと非とする 撲やサーカスも興行されました。 随所で祝賀舞踊、撃剣大会、餅投 の人形細工や、熊谷敦盛などの お互いに滑稽な演説をぶち合い 『人間将棋』でした。先ず道 開けや拓け布多那人 中でも白眉となったのは、 猿楽などが催され、また相

阿波・土佐・讃岐・

登り降りの憂いなく峯をくり抜き巖を裂き

一書を、詳細に見てみましょう。

いや増し栄えゆく先は 皆便利得て知恵進み をながるより 海や陸の産物も

展る基本のこの道を 類国の光輝きて 英仏露米の国々に をよどい の光輝きて

可美道がはこの道

開けや拓け国富ます

利目に値するでしょう。 花吹雪の中の乱舞は、満場の 現在の村おこしや町おこしを 現在の村おこしや町おこしを

### 讃岐新道

ここで改めて、足元の工事計と呼ばれるものです。と呼ばれるものです。この四国新道のうち、多度

面四つ並ぶ国々を

伊予かけて

1.0K

2.30

319号·断面図

0.5K

讃岐新道・断面図

0.75

# 讃岐新道計画書(原文)

九歩 (三八、三八二 九里二七町四九間

旧道延長

八里三二町 (三四

四米 三里二〇町(一三、 九六

九〇九米)

平路 道幅四間、 那珂郡十鄉村字坪 自・多度津港 両側並木敷 ラ内 至

10 K

0.5K

(0.90) (1.80)

2.85

# 尺

平均勾配一 分三厘二毛上り(〇・五 間に付き、三

内多度津・琴平村市街九町

三〇間 (一、〇三六米) は

一 二〇町 (二、一八二米) 並木敷を要せず。

坪ノ内 自·那珂郡十郷村字 至・樅木峠

間 湿抜溝巾五尺深さ三

五%

Ξ

一七八米)

・平均勾配一間に付き、三

道幅四間

平均勾配一間に付き、一 寸二分七厘四毛下り(二

\_ %

几 三八九米) 二一町五三間九歩 

渓路 自・轟橋 至·戸川

道幅四間

平均勾配一間に付き、

寸四分一厘八毛上り(二

五.

二里一五町五三間七歩

 $(12.60^{m})$ 

(7.20<sup>m</sup>)

4 K

12.60

3.25

3.25

山路 (九、五八八米) 自・戸川 至・県境

道幅三・五間

平均勾配一間に付き、二 寸四分三厘二毛上り 回

か四年、

年間の平均工事延長は

九・六㎞という猛スピードでし

〇五%

溝巾五尺深さ三尺 道幅四間切込、 両側湿抜

六

一里一九町四

一四間

五步

平均勾配

一間に付き、二

平路

自・金蔵寺支線原点

(六、〇八一米)

寸四分一厘上り (四%) 一里二町一七間八歩 (四

道幅四間、

両側並木敷一

至・丸亀新堀湊

間

湿抜溝巾五尺深さ三

渓路 自・樅木峠 至 ・轟

四九六米)

亀市街並木を要せず(二、 内二二町五二間五分、 分八厘下り (○・六三%)

以上、讃岐新道の延長は、三

二・三一九号線を主軸として、 方道善通寺・多度津線の二ル となっています。現在の国道三 の区間は一二・三㎞、三・五間 八・三八二㎞。内訳は幅員七間 金蔵寺で国道一一号線と主要地 六・五 km、 (一二・六m)の区間が約一 (六・三m)の区間は九・六㎞ 幅員四間 (七・二m)

58 首行ゎ 95.5

わず

トに別れている路線です。

それにしても着工以来、

実にやってきたのです。 まに、この計画の特にすぐれていた。この計画の特にすらも見えなかった。荷車の時付。に、まるで将来の交通量の付。には驚かされるものがあります。 「この幅を必要とする時が必には驚かされるものがあります。 「この幅を必要とする時が必には驚かされるものがあります。 「この幅を必要とする時が必には驚かされるものがあります。 「この幅を必要とする時が必ずやってくる」と諶之丞が予言 したごとく、一〇〇年後の今日

近くは昭和三一年度から着手された、国道三二号線改良工事された、国道三二号線改良工事がる工事であるが、讃岐新道並がる工事であるが、讃岐新道並がる工事であるが、讃岐新道並をれ、きわめて円滑にしかも直され、きわめて円滑にしかも直た。まさに諶之丞が残した大した。まさに諶之丞が残した大きな遺産ともいえます。

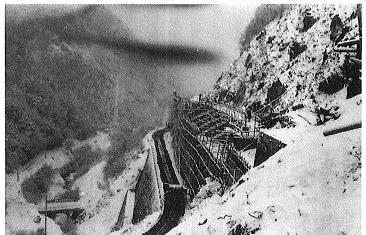
いることです。これは一○○mら四・○五%までに配慮されて

のです。 らし合わせてみても、いささか ており、 行って、どんな急な坂でも四 の遜色もない構造を備えていた にわたって周到な計算がなされ す。その他、 走っていることも注目に値しま 口まで、 かたむきです。 ○五m以上は上がらないという そして金蔵寺から琴平の入り 約七㎞の道が一直線に 今日の道路建設法に照 屈曲、 実に見事です。 線形すべて

呼んで称えています。後世の人々は『大久保道路』とほとんど理想に近いこの道路を、ほいずれにせよ時代に先駆けて、

明治二一年三月に、遂に輝か明治二一年三月に、遂に輝か

うな、太くて短い人生でした。八○歳の天寿を全うしたかのよ世を去りました。短い生涯に、世を去りました。短い生涯に、しかし、諶之丞は、明治二四



工事中の猪ノ鼻峠

ての竣成を見るのです。二七年五月ようやく四国新道全それから遅れること三年、明治

### 現在の道

松市から丸亀市、徳島県三好郡「道路法」によってであり、高なったのは、大正八年四月のなったの「大久保道路」が国道と

省略) 定されました。(他の国道名は地までが国道二三号線として指地までが国道二三号線として指池田町を経由し、高知県庁所在

県道高松~琴平線が昇格し、一的ましたが、昭和四四年には一りましたが、昭和四四年には一が行われ、一級国道三二号となが行われ、一級国道三二号とない。

れる。)となり、現在に至ってなりました。それに伴い、坂出市から香川県仲多度郡琴平町までが一般国道三一九号線(前述の直線道路は、この路線に含まの直線道路は、この路線に含ま

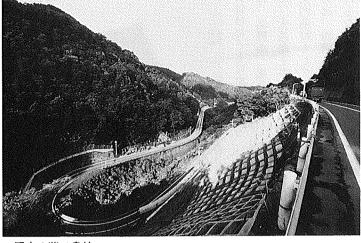
般国道三二号は、高松市から、

います。

綾歌郡綾歌町、仲多度郡琴平町

三三年の善通寺市地内で単独舗装着手に始まり、以後急峻な山装着手に始まり、以後急峻な山ま地帯(猪ノ鼻峠)の改築を続け、昭和四一年の琴平舗装工事を最後に県内部分の一次改築は

二路線とも、香川工事事務所



現在の猪ノ鼻峠

319号の直線道路

### みどころ

が直轄管理しておりますが、

①空海生誕の地 大久保道路をドライブしなが 大久保道路をドライブしなが ち付近を見渡すと、善通寺の五 に広大な境内の堂塔が並ぶ空海 に広大な境内の堂塔が並ぶ空海 (弘法大師) 誕生所。総本山の 看板どおりの大伽藍です。

´o

寺派の総本山で、空海が唐から

生院善通寺と称し、

真言宗善通

帰朝後、

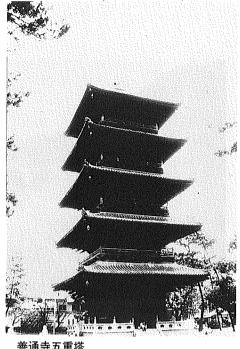
八一三年

(弘仁四年)

青竜寺を模して七堂伽藍を完成

父の名 (佐伯善通)

から寺



善通寺五重塔

の七十五番札所としても有名で 巡礼が盛んとなりましたが、そ 江戸時代には、四国八十八ケ所 ます。以来門前町として栄え、 真言宗では、高野山、 号として名付けたことに由来し もに大師の三大遺蹟とされてい 東寺とと

木の争奪戦もまた見物です。 は、千人近い裸男の凄まじい宝 行われる善通寺名物の裸祭りで **②こんぴらさん** 毎年二月の第四土・日曜日に 追手に帆かけて こんぴら船ふね

> 象頭山金比羅大権現 廻れば四国は讃州那珂の郡 しゅらしゅしゅ 度廻って…… v)

て全国の旅人から信仰の対象と 商売の神様、医薬の神様〟とし されてきました。『海の神様』 統的な建築物等として保護伝承 段の石段、国宝級の文化財、伝 な神域の樹林や合計一、三六八 れている金刀比羅宮は、標高五 の歌を御存じかと思いますが、 二一mの象頭山の中腹に、広大 「こんぴらさん」として親しま 伊勢参りと並んで一生に

> ろん 『石松代参』 で有名な森の 石松もです。 を登ったとされています。もち ひらひら蝶も金刀比羅詣り哉〉 いかけたり山桜〉や一茶〈おん 度は参詣の的でした。 ちなみに、蕉村〈象の眼の笑 七八五段の石段(本社まで)

である旧金毘羅大芝居 「金丸座」 また、日本最古の歌舞伎小屋 昭和五二年に復元され、江

> 毎年、 時を超えて甦ったようで、 戸時代の活気溢れる芝居小屋が 歌舞伎の公演が行われて

か三ケ月で完成させたことで有 築設計と工事監督にあたり、僅 た最新の土木工学を駆使して修 東には、讃岐出身の名僧弘法大 こんぴらさんから六㎞ほど南 ③日本一のため池 (空海)が、 唐留学中に修め



こんぴらさん

左・満濃池 右・整備中のまんのう公園

名な満濃池があります。 れているほどです。 むしろ湖とよぶに相応しい印象 「海ナドゾ見ケル」と伝えら 五四〇万㎡という巨大さは、 hą 今昔物語集にその巨大さ 田植え時の六月一七 最大水深三一 広さ一

> 物客が参集し、 の儀式でもあって、

遠近から見

物詩となっています。 に指定され、 和四九年に四国最初の国営公園 よって観光的な価値も高く、 並みを映した風景の美しさに ての効用のみならず、 満濃池は、 ④国営讃岐まんのう公園 かんがい用水とし 豊かな自然と弘法 四国の山 昭

に行われる水門の放水行事は

ル抜き」と呼ばれ農作祈願

讃岐の初夏の風 スポーツソーン 自然活用ゾーン 文化ソーン 宿泊ソーン 中央広場ソーン 满濃池 (日本最大のため池)

まんのう公園のイラストマップ

整備が進められています。を備が進められています。との話らい、自然、宇宙とのふれあい」と定め、園内を「中央広場」「文化」「湖畔」「スポーツ」「宿泊」「自然活用」「環境ツ」「宿泊」「自然活用」「環境を全」の七つのゾーンに区分し、平成一〇年の一部開園を目指し来でした。

## うまいもん

る伝統の郷土料理です。物「讃岐うどん」。香川県が誇物「讃岐うどん」。香川県が誇

たという言い伝えがあるが、そ

方は、雨量が少なく温暖な気候方は、雨量が少なく温暖な気候のお陰で、良質の小麦と塩がとれ、だしの素材となる醤油がしまる。 観音寺沖合の伊吹島で生産されていたため手近に入手しやすかったことなどがあげられます。 がったことなどがあげられます。 がったことなどがあげられます。 がったことなどがあげられます。 がったことなどがあげられます。 がったことなどがあげられます。

さいごこ

かの大久保諶之丞は銅像との一角に建ち、「大久保道路」の一角に建ち、「大久保道路」の一角に建ち、「大久保道路」の姿を見て喜んでいるのか、はたまた車の洪水を憂えているか、たまた車の洪水を憂えているか、

らの季節の四国は、特にすばらわらの道路整備に活かされていくことは間違いありません。最後になりましたが、これからの道路整備に活かされていたが、彼の描いた夢は、時に

し打 是非お越し下さい。)と どころ・うまいもん〟を求めて、は塩 しいものがありますので、゛み

何故こんなにもうどんが盛ん



大久保諶之丞の銅像



### 東海道の脇往還姫街道



じている (図1)。 れる街道が、 く道に、古くから姫街道といわ

東海道とは別に诵

る磐田市から、

愛知県東部に続

静岡県西部の天竜川左岸にあ

街道のあらまし

### 静岡県土木部道路維持課

戦で陣を張ったといわれる刑部 田で天竜川の渡しから中野町を に至る約六〇㎞の旧街道である。 市西坂町) 東海道見付宿 るいは本坂通りといわれていた。 道と呼ばれているこの道は、 峠を越える道である。現在姫街 浜名湖の北側を東西に延びる、 (現在愛知県豊川市御油欠間 ,時代天保年間には、 東海道を見付宿で分岐し、 この街道は東海道とは異なり 武田信玄が三方ガ原の合 市野村から三方ガ原に出 都田川に囲まれて今も から、三河国御油宿 (現在静岡県磐田 本坂道あ 池 江

小高い丘となり竹が生い繁って

このほかにも、

安間村

(浜松

道と、 門前 見付宿からのルートが最も古い 城跡に至る道があったといわれ (浜松市紺屋町) から来る 三方向から出発して刑部 三ルートのなかでは、

市安新町)あるいは浜松城大手 もので、 刑部城跡の先、 落合の

定められ、慶長六年(一六〇一 五年 佐郡細江町気賀)に入る。 渡しを越して気賀宿 ここには関所があり、 (一五八七年) 街道の宿と (静岡県引 天正

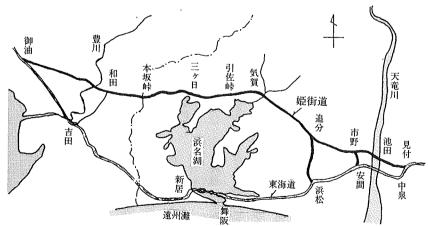


図 1 姫街道ルート図

ら和田の辻 本坂峠で三河国 引佐峠を越え、三ヶ日を経て、 ている(写真1)。 に新しく平成の関所が再建され 気賀宿からは浜名湖の北側を、 嵩山宿 を過ぎ (別所街道との分岐 (愛知県嵩山町) 当古の渡しを渡り (愛知県) に入 か

### 写真1 気賀関所跡

これらの説があるが、

近世に

油に至る。

3 説によって女性が嫌って本坂 間を今切りの渡しと呼ぶこと 海があり、 の関」といい、 て本坂通りを選ぶ女性が多 新居の関所を別名「今切り たという説 今縁が切れるという俗 危険な航海を避け 新居と舞阪の

# 姫街道の名前の起こり

道となっていた。 呼ばれ、古い時代から主要な街 この街道は、 姫街道と地元でいわれている 元来は本坂通りと

の —

部のみが町指定の文化財と

して残されているが、

平成元年

争

徳川家康によって気賀関所

が創設された。

現在は、

本番所

1 あるが、 説 度が厳しく、そのために女性 鉄砲に出女」を取り締まる制 けてこの街道を通ったという の旅人が煩雑な取り調べを避 東海道新居の関所は「入り 次の様なものもある。

2 新居・舞阪の間には一里の

通りを選んだという説

Ž. 見付宿

ようになったのは、色々な説が

この街道が姫街道と呼ばれる

なって地元民の間から姫街道の 名前が起こったようである。

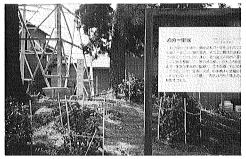
# 見付宿からの道のり

ると、 下ると田圃の中で、 残されている。 夜灯や道標・丁石・一里塚跡が 古い家並みの中を抜けると、常 の起点を示している。ここから に道標があり(写真2)姫街道 見付宿から西に向かって進む 県道磐田天竜線との交差点 言地内に入る。 台地に出て西の方がひら 坂道を上り詰め 土地改良に 一言坂を

> いない。 旧街道はその面影すらとどめて た農道が西に延びているのみで より昔の道は消され、 整理され

かと、 昔の道は付け替えられ、 野村 道標が残されている。 影はなく、 野町)であるが、この付近も東 名高速道路の建設や土地改良で より天竜川を西側に渡ると、 石田を通り、 農道の中を天竜川の堤まで進 (浜松市中野町)を経て下 池田の渡しに出る。 わずかに移設された 市野宿 (浜松市市 その面 中

写真 3 宇藤坂にある天保時代の道標 「右・きが・かなさし 左・庄内道」



方原追分へと続いている。

三方

平坦な道が北西に延び、三

写真 4 追分一里塚跡

れは戦中・戦後間もないころ、 間に分かれて、姫街道は県道磐面に分かれて、姫街道は県道磐面に分かれて、姫街道は県道磐面に分かれて、姫街道は県道磐面に分かれて、姫街道は県道磐

幅で

(写真6)

老ヶ谷まで農家

内道」 埋もれて残っている わ 道 路 は県道磐田細江線が変形の五差 方面に向かう分岐点で、 面に向かう道と庄内 に昔のままの道標が半分、 の難所である。 登っている。 「右・きが・かなさし となっている。 n は 三枚橋で馬込川を渡り、 と印され、気賀・金指方 見付からの道中では最初 直線に台地に向 ここは宇藤坂とい この坂道の途中 (写真3)。 (舘山寺) 左・庄 現在で か 土に 0 旧 T 街

されている。

小池町から有玉南

両側には工場が建ち並び都市化道磐田細江線として整備され、

町)までには、

馬頭観音や石仏

ここから小池村

(浜松市小池

がたたずんでいる。

現在は、

県

0)

ルートを通っているので

7

であるが、この付近は県道が別原台地に向かって登って行くの町で国道一五二号と交差し三方

農家の槙囲い

の間を縫う様に延

右側に幅員ご

七m程の道が

る。ここからが三方原台地になさな塚に松の木が植えられていの一里塚跡(写真4)があり小の一里塚跡(写真4)があり小坂道を登り切った所に、追分

とな松並木となっている。 大山の一里塚を過ぎると、道 大山の一里塚を過ぎると、道 大山の一里塚を過ぎると、道 は下り坂となり、大谷川を渡り、 長坂へと続く。この付近にも、 できるが、県道とは別

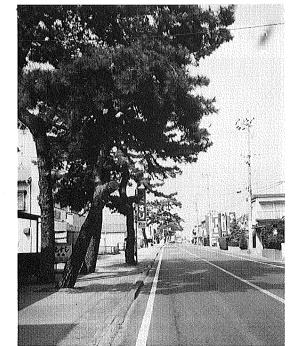


写真 5 姫街道松並木

小さ

が祭られている(写真1)。

説

な交差点があり、

そこに六地蔵

の生け垣に沿って進むと、

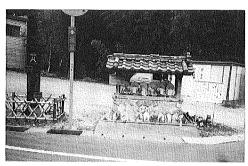
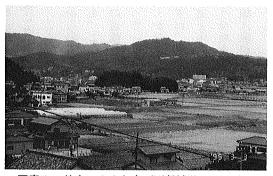


写真 7 六地蔵が交差点に祭られている



前方の小さな森が刑部城跡



写真9 浜名湖の北側を走る国道362号 (引佐郡三ヶ日町佐久米)



老ヶ谷の生け垣の中を延びる姫街道

のである。ここから坂道を下り たちを祭るためにたてられたも 場であり、そこで処刑された人 その先の竹藪の中がかつての刑 にこの地に安置されたとあり、 明

には正徳二年(一七一二年)

しているところである。 道は雑木が繁り、昔の面影を残 田 刑部城跡 (引佐郡細江町気賀) に入る。 落合の渡しを越して気賀宿 川落合の渡しとなる。この坂 (写真8) に出て、都

> を通り、 それは大変な出来事であったと に泊られた。 今は立派な落合橋が架けられ Ш れた将軍吉宗の生母浄円院の に東海道を尾張から三河に入ら って以来の事であり、それは から本坂峠を越え、三ヶ日 享保三年 御油で姫街道に入り、 四月一九日に気賀本陣 これは気賀宿始 (二七一八年) 嵩 宿

た象を、 いう。 なったのである。 ことから、 名湖の今切は危険であるという 宗にも御覧にい 皇に御覧にいれ、 京都から江戸に向かう途中、 ○名の役人に連れられて、 峠を越え、 また清国の商人が 京都において中御門天 この街道を通る事と 勾配のきつい引佐 れる事となり 象使い四名と ついで将軍吉 浜

就上し 道行セ 95.5 67

大谷一里塚跡



蜜柑畑の中の姫街道 写真11 (三ヶ日町大谷)

坂道となり、 通り三ヶ日宿に出る。 畑の中を進み 里塚跡(写真10)を過ぎ、蜜柑 右側の道を呉石から岩根川を渡 行も増えている 宿はずれから国道と分かれ、 引佐峠に向かうかなり急な 峠を越え、大谷一 (写真11) (写真9)。

家並みも近代的になり、車の通

国道三六二号として

は象鳴き坂といっている。 引佐峠の西側の坂道を地元の人

宿場

あげたと伝えられ、

今でもこの

あまりに急な坂道で象が前に進

まず、鞭で打たれた象が悲鳴を

峠を登ってきた。

引佐峠では、

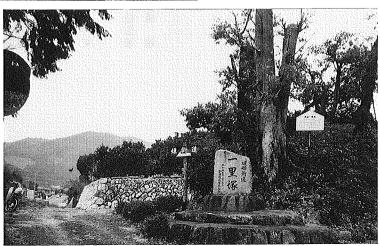


写真12 本坂一里塚跡



写真14 本坂峠の姫街道 これより愛知県

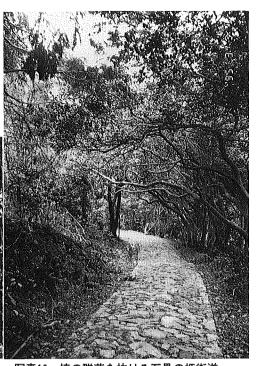


写真13 椿の群落を抜ける石畳の姫街道

道路維持課長 杉浦 勉乂責)元静岡県土木部技監兼

行く。 12 県の最後の区間の本坂峠 坂道を登り、 から日比澤の部落の中のゆるい 号沿いに日比澤まで進み、ここ 峠を下り愛知県嵩山宿に下って 静岡県側の姫街道はここまでで、 鬱蒼とした杉林の中を進み、峠 記念物となっている(写真13)。 た道と交差している(写真14)。 では湖西方面から尾根伝いにき に椿の群落があり、三ヶ日町の (文責) 元静岡県土木部技監兼 三ヶ日宿からは、 に向かう。 国道を横断し静岡 国道を離れた所 国道三六二 (写真



# ●時。時。時。時。時。時……

	世界の動き		国内の動き	道路行政の動き
月日	事項	月 日	事項	身• 項
3 • 22	○米商務省発表の一月の貿易統計によると、モノ(財貨)	3 22	○警視庁が目黒公証役場事務長仮谷清志さん(六八)の	3・27 ○百石道路 (八戸北IC~下田百石IC) 六・一㎞開通。
	の貿易赤字(速報)は一七一億九、○○○万ドルで、前		逮捕、監禁容疑で、東京、山梨、静岡のオウム真理教の	28 ○高速道路の通行料金の支払いにクレジットカードシス
	月に較べ三三%増加。これは史上最高の赤字幅。対日赤		施設を一斉に捜索。	テムを導入(常磐自動車道)。
	字は前月比一二・五%減。	3 23	○国土庁が今年一月一日現在の地価公示価格を発表。全	4・10 ○高速道路料金改定実施。
30	3│○ドイツ連邦銀行が公定歩合を○・五%引き下げ、年四・│		国平均で住宅地が一・六%、商業地が一○・○%下がり、	26 ○館山自動車道(千葉市[京葉道路終点]~姉崎袖ヶ浦
	○%にすることを決め、三一日から実施した。		四年連続の下落。	IC)一八㎞開通。
31	5   ○米通商代表部が「一九九五年外国貿易障壁報告」を発	30	○総務庁が昨年一○月一日時点での推計人口を発表。総	
	表。米政府が不公正とみなす貿易慣行は、国・地域別で		人口は一億二、五〇三万人で、一年間の増加数は二七万	
	日本が最も多く、八分野四六項目にのぼった。		人、増加率は〇・二二%で戦後最低。	
4 . 2	4 │○ロシア連邦統計委員会が同連邦の人口を一億四、八二		○警察庁の国松孝次長官(五七)が東京荒川区内の自宅	
	○万人と発表。平均寿命は六四歳、農村地域では五○~		マンション前で狙撃されて重傷。犯人は自転車で逃走。	
	五四歳。	31	○政府が規制緩和推進五ヵ年計画を閣議決定。直ちに実	
18	□ ○中国政府発表の今年一~三月の経済統計によると、輸		施及び五年以内に実施する方向で検討する項目は、合わ	
	出額は三○九億ドルで、前年同期比六二%増。機械・電		せて一、〇九一項目。しかし、自動車関連部品、農産物	
	機製品の輸出が中心で八八億ドルと同八三・九%増。		価格支持制度関連は実質的に先送りとなった。	
20	○米大手自動車メーカー、ゼネラル・モーターズ (GM)	4 • 1	○北陸、東北地方で地震。新潟市などで震度4(中震)	
	発表の九五年第一・四半期(一~三月)決算によると、		を観測。地震の規模はマグニチュード6・0、家屋など	
	純益は二二億ドルと前年同期(八億五、〇〇〇万ドル)		に倒壊の被害。	
	の約二・五倍で、過去最高。	9	○統一地方選の投票結果、東京都知事に青島幸男氏(六	
			二)、大阪府知事に横山ノック氏(六三)が当選。	
		14	○日本銀行が公定歩合を○・七五%引き下げ、年一・○	
			%とすることを決め、即日実施。	
		19	○東京外国為替市場で同日午前、円相場は一ドル=八○	
			円を突破、戦後最高値をつけ、一時、七九円七五銭まで	
			買われた。	
			○JR横浜駅などで異臭が発生、乗客、通行人などが被	
			害を受けた。いずれも軽症。	







かけて、観測不能なほどゆっくりと歪みをた 『阪神大震災のような内陸部の直下型地震 活断層の一つ~~が千年単位の時間を

んから、 議論が活発になった地震予知に関する右の それがある日突然として地震を起こすの 事前の正確な予測は極めて困難」

意見には、

自然に対する畏敬の念が込められ

いて説得力がある。

とは言うもの、大衆は

現代の科学をもってしても予知が困難だとす ・つの世でも、 自然観照や動物の異常な行動、 地震予知に憧れを抱いている。 あるい

は井戸水位の変化など、 《震の前兆を探り当てるよりほかない。 古くからある方法で

談が既に三〇〇余件も寄せられているそうで 斉にはい出して死んでいた〟との奇妙な体験 て調査を進めているグループがあると報じ 今年二月某日のN新聞は、このことに気付 \*池の水が泡立つのを見た\* 大阪市立大学阪神大震災調査団に属す ″地震雲を見た″ ″異常な朝焼けを見 ″みみずが 一

るこのグループでは、

これらを集計分析して

虹

による地震予知の名人だった。

京都大学理

年齢は五○歳を過ぎている。

この椋平さんは

椋平さんという人がいた。写真で見たのだがタシダ ルネームは忘れたがこの地方のお百姓さんで

学部の嘱託となっているのも、

この為である

「震予知の参考にしたいと言っている。

現象は、 らしい。この虹雲について思い出が一つある。 震の前兆として天空の一角に一 古い話で恐縮だが、 諸外国でも古くから言い伝えがある 私は昭和三 筋の雲が出 一四年か

ら四 日本海側に局地的地震が多発していた。 ている。 いちく〜公表はされなかった。 日のように速報体制が整っていなかったから、 た。 隣りの明石市には日本標準時子午線が通っ その時知ったことだが、 か年間京都府土木部道路課に勤務してい 全国の正午の時報は太陽がこの線の 当時の京都府の 一方、神戸市 が今

島を貫いて日本海に抜けている。 真上に達したときと決められている。 に折れ曲がっている。 大まかに言って逆くの字、 この子午線を北にたどると、 その折れ曲がった内側 即ちノ型で西の方 京都府の丹後半 日本列島は 地図で

西側を扼しているのが、 を発生させるのかも知れない。 に日本海の若狭湾がある。この辺りの海底プ ートには、 特異な圧力がかかって時に地震 丹後半島である。 この若狭湾の

天を見上げ、 る虹雲を見て、 ともかく椋平さんは朝夕、 たまに発生するこの人だけ 地震発生の日時、 自分の畑に 場所、 茁

本人談として椋平虹現象の解説をイラスト付 シャの大地震を予言して新聞をにぎわした。 確率はどの位だったか知らないが当時、

な人もいるもんだと、今だに忘れ難いのであ ムを通すと七色の濃淡に見えるとのことであ 当時の私はこの新聞記事によって不思議

えない一条の筋雲が、

椋平さんの霊感プリズ

か予知に働く霊感はその人一代限りのもの 観察しているとの話もき ご子息がこの霊感を引き継いで今も椋平虹 ようである に亡くなられていることだろう。 もう半世紀も前のことだから椋平さん いていない。 椋平さ 占いと

片雲、 を予知し、 で京都新聞が特集していた。 浮雲か、 大学に報告するのである。 あるいは気流の流れとし 一般の人々に 的

6月号の特集テーマは「環境と道路の調和」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」

修:建設省道路局

発行人:中村 春男 道路広報センター

東京都千代田区一番町10番6 一番町野田ビル 5 階 TEL 03(3234)4310·4349 定価700円 (本体価格679円) FAX 03 (3234) 4471

〈年間送料共8,400円〉

振込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 座 名:道路広報センター